

第十回 参議院地方行政委員会會議録第十七号

昭和二十六年三月一日(木曜日)午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○消防組織法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。

本日會議に付する事件は、第一に、地方税法の一部を改正する法律案、予備審査を行います。先ず提案理由の説明を岡野國務大臣にお願いいたします。

○國務大臣(岡野清彦君) 只今上程されました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のごとく、昨年八月地方税收入の拡充と地方税制の自主性の強化とによつて、地方自治の根柢を培うと共に、住民負担の合理化と均衡化とを確保することを旨として、画期的な地方税制の改革が断行されたのであります。爾來新地方税制は、住民の積極的な理解協力と地方団体当局の不断の努力精進によりまして、逐次その本来の目的を達成し、地方自治の伸暢ひいては國政の民主化に寄與しようといはれていたのであります。併しな

及び税務行政の効率的運営の見地よりいたしまして、なお若干の改正を加えることが適當であると考えられる点があるものであります。

たゞ、先般シャープ第二次勧告が公表されました。新税制に対する批判と、その運営に関する貴重な示唆も得られましたので、これらの諸点を参考とし、又法施行後の運営状況に基いて、ここに地方税負担の均衡化と地方税徴収制度の改善を図ることを目的として、地方税法の一部を改正することとした次第であります。

改正の第一は、附加価値税に関するものであります。その一は、課税標準の算定について青色申告をなす法人に對し、加算法の選択的採用を認めたこととであります。

附加価値税の課税標準の算定については、現行法は、企業の一定期間における総売上金額から機械、設備、原材料、商品、動力等の外部に對する支出金額を控除した額によることといたしております。併しながら、複式簿記を備へて企業経営を行なつてゐる法人にありましては、これとほぼ同様な結果を見るところの、当該期間における所得、給与、利子、地代及び家賃の合計額によるいわゆる加算法を用いたほうが経理上容易であり、且つ實際的でもあると考へられるのであります。従ひましてこのやうな法人にありましては、附加価値税の課税標準を控除法によらないで加算法によつて算定することができると

のとしたのであります。ただこのやうな選択を認めますためには、当該法人の帳簿の記載の正確を期する必要があると考へますので、青色申告を認められてゐることを要件としたのであります。

その二は、控除法によつて附加価値税の課税標準を算定するに際しまして、同税の実施前に取得した固定資産の減価償却額を総売上金額から控除することを認めようとするものであります。

その趣旨は、附加価値税実施前に固定資産を取得した企業と同税実施後に固定資産を取得した企業との間に均衡を得しめようとするものであります。同税実施の日における帳簿価額を残存耐用年数で除した額を順次爾後の各事業年度、又は各年の附加価値額から控除しようとするものであります。ただ、このやうな取扱を認められるためには、経理内容の明確であることが絶対的の要件とされますので、附加価値税について青色申告を認められた法人又は個人に限るものとして共に、総売上金額から控除する減価償却額の年次割について、法人にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度の末日までに、個人にあつては昭和二十七年三月三十一日までに都府県知事の承認を受けてしまわなければならないものとしております。

その三は、二以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人又は個人が、関係道府県に納付すべき附加価値税額の基礎となる課税標準額に

ついて、その分割の方法を簡易化したこととあります。即ち分割の基準は、原則として従業者の数によることとし、ただ、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業及び倉庫業に限り、その事業の性格上、固定資産の価額及び従業者の数の両者によつて按分するものとしたのであります。

その四は、附加価値税の概算納付のうちで、その年の見込に基いて納付するものを概算申告納付と呼ぶこととし、この部分については更正又は決定を行うことができるものとしたこととあります。その反面、現事業年度又は現年の附加価値税の見込額が前事業年度又は前年の実績額の五割以下には低下しないが、七割以下であつても、現事業年度又は現年の見込額によつて概算申告納付することができるとしたものであります。

改正の第二は、市町村民税に関するものであります。その一は、法人に對する市町村民税について、新たに法人税割の制度を設けたこととあります。現在法人に對しては、均等割しか課税いたしてありませんし、又個人に對する市町村民税の所得割も、所得税額と課税標準とを算出するに際しては、算出所得税額から配当所得の百分の二十五を控除したものを課税標準としていたため、配当所得には個人の段階において、法人の段階においても市町村民税を課税していないという結果になつてゐるのであります。よつて改正案におきましては、配当所得について源泉課税しようとする狙いをも含め、かたがた個人及び法人間の課税上の不均衡を是正いたそうと考へから、新たに法人税割を設けることとしたのであります。税率は、標準を一〇%、制限を一%といたしてあります。なお徴収の方法としては、法人が法人税納付の際、同時に事業所又は事業所所在地の市町村に申告納付する方法によることとし、法人が二以上の市町村に事業所又は事業所を有するときは、従業者の数に按分してそれらの市町村に分割納付するものとしたのであります。

その二は、給與所得について源泉徴収の方法を採用することができるとしたことであります。申すまでもなく、一般に給與所得者におきましては、市町村民税をまとめて徴収されまことは非常な苦痛を伴ふこととありますので、給與の支拂を受ける際に給與の支拂者をし、便宜徴収せしめる途を開くのが適當であると考え、簡易な一般の源泉徴収の方法を市町村の任意によつて採用することができるとしたのであります。この方法によつて給與の支拂者に源泉徴収をさせようとする市町村は、前年の所得について算定した個人別の市町村民税を、毎年四月十五日までに給與の支拂者に通知しなければならぬものとすると共に、給與の支拂を受ける者が転職、退職等をしたときは、その翌月からはもはや給與の支拂者は特別徴収の義務を負わないこととしたのであります。

す。給與の支拂を受ける者の住所地市町村である課税地市町村と、給與の支拂をなす者の支拂地市町村とが異なるときは、課税地市町村は支拂地市町村内の金融機関を指定いたしますので、給與の支拂をなす者はこれに納入すれば足りるものとしております。なお給與所得について源泉徴収の制度をとることとしたのと関連して賦課期日を一月一日に改めたのであります。

その三は、法人等が一市町村内に二以上の事務所又は事業所を持つている場合においても、一の納税義務者として取扱ふものとするほか、新たに年齢六十五年以上の者で前年中に十万円を超える所得を有しなかつた者にも市町村民税を課することができないものとしたのであります。

その四は、市町村民税の所得額の課税標準に課税総所得金額を採用する場合において、財政上特別の必要がある市町村においては、総所得金額から基礎控除額のみを控除したものを課税標準とすることもできるものとし、必要に応じて所得割の負担を広く住民から求めることができる途を開くこととしたのであります。

その五は、所得税の納期の変更に応じて、市町村民税の納期の標準を六月、八月、十月及び一年中に変更すると共に、納期前の納付に対する報奨金の額を税額の月百分の一に引上げることにいたしましたのであります。

改正の第三は、固定資産税に関するものであります。その一は、使用者に対する固定資産税を廃止することとしたこととあります。現在国や地方団体などの所有に属する固定資産で公用又は公共用に供されているもの以外

の固定資産については、その使用者に固定資産税と課するものとしていたものであります。従来民住宅の居住者その他この種固定資産の使用上の負担の情に鑑み、使用者に対する固定資産税を廃止することとしたのであります。その二は、償却資産に対する固定資産税の免税点を三万円に引き上げたこととあります。零細な償却資産まで課税の対象に取上げて、納税者に無用の圧迫感を与えることは避けようとする趣旨からであります。その三は、従来地方財政委員会が価格を決定していた船舶、車輛、鉄軌道、発送配電施設のうち、関係市町村が一道府県内にとどまるものは、実情に明るい道府県知事をして価格の決定を行わせることとしたこととあります。その他、市町村民税における同様納期に若干の変更を加え、又納期前の納付に対する報奨金の額を引上げることとしたし、たは、固定資産評価審査委員会の委員の定数は、その処理する事務が多い市におきましては、これを十五人まで増加することを認めることとしたのであります。

改正の第四は、法人の事業に対する事業税につきまして、申告納付の制度を採用したこととあります。従来事業税のうちで法人事業税の徴収成績が必ずしも芳しくなかつたこと、特にその原因が、二以上の道府県に亘つて事業を行う法人について課税標準の分割が非常に遅延していたことにあつたのに鑑み、附加価値税に準じ分割の基準を簡素化すると共に、申告納付の制度をとることによつてかかる弊害を打破し、早期に税収を確保することにした

と考へたからであります。

改正の第五は、国民健康保険税の創設であります。従来国民健康保険事業を行う市町村は、保険料を徴収していたものであります。この保険料の徴収成績が必ずしも良好でなく、ために国民健康保険財政は、その運営に困難の度を加え、延いては市町村の一般財政に重大な圧力を加えていたものであります。この点に鑑み、保険料に代えて国民健康保険税を市町村の目的税として創設し、以て国民健康保険事業の有します相互扶助の精神の徹底を図りますと共に、国民健康保険財政の確立を図ることにいたしましたのであります。このことは国民健康保険事業を行う市町村年来の要望であり、且つは又社会保険制度の確立のためにも大なる貢献をなすべきことが期待されるのであります。この国民健康保険税は、新税ではあります。従来は、新税に代えて創設されるものであります。故に、住民の負担としては、何ら増減するものではないのであります。

改正の第六は、その他に関するものであります。その一は、国税と地方税との徴収順位は、差押の場合において先着手の順位によるほかは同順位によるものとし、それらの債権額に按分して収納することとしたこととあります。その二は、狩猟者税、自転車税、荷車税等の罰則の規定中体刑を廃止して、その合理化を図つたこととあります。

以上が本改正案の内容であります。が、専ら地方税負担の均衡化と地方税徴収制度の改善を図り、新税制の運営を円滑ならしめようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに議決

せられんことを希望する次第であります。

○委員長(岡本愛祐君) 以上の説明につきまして、御質問ございませんか。

○西郷吉之助君 これは今提案理由の説明を聞いたばかりですから、今日は内容の質疑はやめて、明日くらいから始めて見たらどうですか。

○委員長(岡本愛祐君) 只今西郷委員から、提案理由の説明を聞いたばかりであるから、質問は明日からいたしたという動議が出されました。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それではさうにいたします。今日は地方税法の一部を改正する法律案の審議はこの程度と定めることにいたします。

○委員長(岡本愛祐君) 次に御審議願いますのは、消防組織法の一部を改正する法律案、本審査でございます。先づ提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(川本末治君) 只今提出いたしました消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

消防組織法は昭和二十二年十二月制定せられ、翌二十三年七月制定公布された消防法と相俟つて、我が国新消防制度の根本法となつております。が、消防法は昨年五月第七回国会において、法律施行の実績と火災頻発の現状に鑑み、消防目的達成のために相当に大きい一部改正の行われましたことは御承知の通りであります。本法につきましては、消防力を充実しその完璧を期するため、かねてから全国各方面

よりその改正の要望があつたのであります。が、昨年三月衆参両院の有志議員を以て組織せられた消防議員連盟におきまして、その常任幹事会において、消防振興のため数個の問題点を取上げて、速かにこれを法制化することを決議しておつたのであります。

衆議院の地方行政委員会におきましては、今国会の初め、消防に関する小委員会を設け、鋭意研究を遂げました。が、現下の諸情勢において消防強化のため必要最小限と認められる本法の一部改正の成案を得ましたので、院議に付しましたところ、大多数の賛成を得て可決せられましたので、ここに参議院において御審議を願ふこととなつたのであります。

改正案の主なる内容は次の三点であります。第一点は、現行法の第九條に改正を加へ消防本部、消防署、消防団、消防職員及び消防団員の訓練機関、以上四つの消防機関の全部又は一部を市町村は設けなければならぬこととしたのであります。申上げるまでもなく、消防団はその歴史伝統、業績数量等、いずれの点より見るも消防組織上極めて重要な機関でありまして、たとえ法律上にその設置を義務付けずとも如何なる山村僻地も自衛の海におのずから組織せられる必要性のあるものであります。が、人口集中して相当な市街地ともなれば、消防団のほか常備消防が置かれるようになり、更に人口稠密の大都市ともなれば、常時訓練を行い、相当な機械設備を持つた専門的消防施設が必要となります。今日の現状では全国の大多数の市は消防署を設置しており、いやくも市制を布いて

いるような所は、法律上も近代科学

「まして推薦といふ方法に依つて任命するといふことにいたしてあるのだから、います。それから消防団長は、市町村長の承認を得て、消防団員を任命し、一定の事由により罷免する。」これは

消防団員につきましても、前と同じような権限を消防団長に與える。それから第十五條の三の四、消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防の事務を掌る」というのは、消防団設置に伴う当然の指揮監督の關係の規定でございます。それから第十五條の四、これは先ほど提案理由の中にございました、いわゆる公務災害補償の問題でございます。この点につきましては、御承知の通り地方公務員法の四十五條にもその規定が置かれておるわけでござい

ますが、この消防団員の非常勤のものは特別職になつておりました。これは地方公務員の規定におきまして、これは特別職になつておりました。特別職になりますと、そのまゝ地方公務員法の公務災害補償の規定が適用にならないことになりまして、その点を特に消防組織法の上で明らかにいたしましたのが、この十五條の四でございます。内容は「消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となつた場合においては、市町村は、その消防吏員（消防吏員を置かない市町村にあつては財政その他の事情の類似する他の市町村の消防吏員）の例に準じ、その消防団員又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない」というわけであります。規定の内容は地方公務員法の場合と同様でございます。ただその消防吏員につきまして、消防吏員を置かない市町村につきましては、その比較といたしまして、他の市町村の消防吏員と大体同じような程度を補償するということがい

ないほうの市町村につきましては、括弧書きの中でその点の關係を明らかにいたしたわけでござい

ます。それから十七條の第二項でございしますが、現行法では「特別区の消防長は、都條例に従ひ、」云々とありまする点を「都條例に従ひ、」ということをして「地方公務員法の規定に基き、」ということに改めるわけでござい。それから二十條は、前段のほうの新防庁は、必要に應じ、消防に關する事項について都道府県又は市町村に勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に關する事項について指導し助言を與え、又は設備、機械器具及び資材の斡旋をすることができ、」ということとでござい。国家消防庁は消防全体のことに關しまして、いろいろ各地方の事情を総合勘案いたしまして、消防機能の充実その他に努めておられますので、そういう見地から見まして、その消防の機能増進の必要があると考えられるようなことがあつたれば、その都府必要に應じまして、それらの事項を都道府県知事、市町村長に勧告して行くと、こういうことが一つと、それからあとこれは地方の都道府県知事とか、市町村長、又は市町村の消防長から要求があつた場合は、特別の助言を與えたり、それから資材の斡旋をするということでありまして、資材の斡旋につきましては従来通りでござい。これは字句を多少整理いたしましたわけでござい。その他は勧告ということが新しく加わりましたけれども、都道府県知事から要求のあつた場合におきましては、同時に

消防に關する助言を與えるということが新しい点でござい。それから次の第二十六條の二でございしますが、この点は消防の一部事務組合或いは町村の全部事務組合等につきま

しての法律適用の關係でありまして、こういう問題につきましては、他の法律におきましても同様の規定を置いておるわけでござい。これは特に御説明申し上げることはないかと思ひます。それから附則でございしますが、附則のほうは、公布の日から施行いたしました。但書におきまして、先ほどいろいろ消防組織を改正いたします点が、地方公務員法と不可分の關連を持つておる点がござい。地方公務員法と關連を持つておる分につきましては、それが制定されるまでは、従前の規定によることにいたしました。それから、それが發動いたして來ましてから、地方公務員法に基き、こういう關係を附則の一項の但書におきまして明らかにいたしました次第であります。附則二項、三項の問題は、先ほど提案理由で申上げたのでござい。消防団長その他消防団員、非常勤の者についてでござい。その人たちの立候補の制限を解除するといふ問題でござい。公職選挙法八十九條におきまして、「国又は地方公共団体の公務員は、在職中、公職の候補者となることのできない」という規定があるものでござい。その中に一号をおきまして、非常勤の消防団長その他の消防団員は立候補できるといふ途を開いたこととでござい。公職選挙法の改正につきましては、且下衆議院におきまして、地方選挙に關する條文をいろいろ

地方行政委員会において検討中でござい。特に消防の關係につきましてここに挙げましたわけでござい。三項につきましては、その経過措置といたしまして、すでに法律が公布になりましたときに、選挙期日を公示又は告示してある選挙につきましては、なお従前通りにするといふ経過措置を講じましたわけであります。

以上大体事務的な点からの内容の御説明を申し上げました次第でござい。○委員長（岡本愛祐君） 御質疑をお願ひいたします。○高橋達太郎君 この十一條をお聞きしたいと思ひますが、「消防吏員の階級の基準は、国家消防庁が準則で定める。」、こういうふうになつておりますが、地方公共団体の元來職權と言いますか、その権限に屬するものを第三者であるところの、或いは別な系統機關であるところの國家機關が、こういう準則で定めるという例もほかにあるんではないか。○衆議院法制局参事（三浦義男君） ちよつとこれに類似いたします例は今ないかと思つておりますけれども、これは國家消防庁で定めましたものを、そのまま地方公共団体を拘束するといふ強い意味を持つてゐるのではないのでござい。まして、國家消防庁で準則をきめて、それに應じまして、大体地方公共団体で定めるといふことのため根拠をそこに置きましただけでござい。まして、ほかに例はないかと思ひますけれども、法律上の点といたしましては差支えないかと思ひます。○高橋達太郎君 これは法理論的にはどうなんでしょうね。系統機關の違

ものが仮に準則でも、そういうものをきめた準則といふものが、系統の違ふところの公共機關といふものを拘束するといふことは法理論的にはおかしいのじやないのですか、どうもまだ昔のよう官庁の機關であるならあれなん

でしようけれども、そうすると、消防、この意味において消防といふものが何と言ひますか、元來國家事務でそれを何と言ひますか、団体委任事務になつておるといふような考え方なんではないか。これは固有事務じやないかと思ひます。消防事務といふものは市町村の……そうすると、固有事務に對して系統の違ふ機關が準則をきめて、それで準則でも一種の拘束力があるもので、それで拘束力を持つといふことは、今の國公体の公共団体の統制が地方制度によつて定められておる組織のために、その關係が非常に混亂するのじやないかと思ひますが、法理論的に……○衆議院法制局参事（三浦義男君） その点御尤もなる点だと思ひますが、お説の通り一応この消防事務は市町村の固有事務と、こういうことになつておりますので、それを侵すようなことになりま

まして、独自の見解によつて、更に階級の基準を實際的にきめて行くといふことになれば、その間の調節はすぐにとれますし、法律上にも支障がないように思ふわけですが。

○高橋達太郎君 今まで、従来こういふような必要があつたときには、自治庁というのはいくつかの参考のようなものを持つて来た例がありますけれども、やはり法律にこういふことがございませう。やはりこの基準といふものは、一つの準則として拘束力があるのじやないか、そうしていわゆるそれがあつて初めて全国的に一つの意味をなすのであつて、おつしやるように基準はきめるけれども、それでは單に準則でなく拘束力がないので、その階級の基準とは別個の階級を思ひ／＼の町村がきめてもいいといふことではないのではないですか、この立法の趣旨は……。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点は、できれば国家消防庁がきめたした條例の準則によつてもらうことが正しいかと考えますけれども、どこまでも法律上の理論をいたしましては、先ほど来私が申し上げましたように、この十一條の第二項に挿入いたしました規定と解しておるわけでございます。あつては運営その他におきまして、お説のようにその通りにやることもありましようし、併しながら仮に或る町村等におきまして、独自の見解に基づきまして、又それらが階級の基準として適當なものであるといふようなことを條例等できまされた場合におきましては、この地方自治の本旨に鑑みまして、その地方できまされた基準に優先せしめるといふことは當然なことだと

思ひます。法律上をいたしましては、先ほど申しましたように考へておるわけでございます。あとはお説の点は運営その他において、その点は支障なく行くのではないかと、かように考へております。

○委員(岡本愛祐君) 国家消防庁長官から説明をせましようか。

○高橋達太郎君 いや、むしろ法制局にお聞きすればよろしいのですが……。

○石川清一君 二十條にも非常に国家消防庁の強い意向が出ておるのであります。「必要に応じて、消防に関する事項について都道府県又は市町村に勧告し」という條文がありますが、更にこの勧告に基いて、「設備、機械器具及び資材の斡旋をすることが出来る」と、何かこういふ中に強い国家消防庁の意向が現れまして、そうして非常に強く統制して行くといふことが何れされるのですが、この場合の予算的な措置なんかについて、これは何かお考えになつておるのでしょうか、どうですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 只今の点につきましては、勧告の内容によつてのことだと思つておりますが、お説のように勧告の内容によりましては、いろいろな予算が伴う場合もあり得るかと思つております。併しながらここで、二十條で規定しております勧告と、それからそれに予算を伴うか伴わないかという問題は又別個に考へておるわけでございます。勧告はどのまでも勧告でございますので、それに應じて先ほど来いろいろ高橋委員からお話もありましたように、いわゆる地方公共団体におきまして勧告することもあるし、又そのためには相當な予算

を支出してもよからうという意向であります。地方公共団体のおのずからの権限によりまして、予算措置が講ぜられるといふことでありまして、二十條の規定はただどこまでも勧告をするにこの点でございまして、その点の關係は支障はないのであります。

○石川清一君 十五條の中に、任命は市町村長が任命するが、罷免の場合には一定の事由といふことが謳われておりますが、この一定の事由についても国家消防庁が勧告をしてどういふことが考へられるのですが、この一定の事由といふものは具体的に申しますと、どういふことですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) この消防団体につきましては、大体国家公務員の罷免については解消せられておりました。それから、特別の事由が地方公務員法或いは国家公務員法等に挙げられておるわけでありまして、従いまして、それらの事由に該当するようになつて、消防におきまして、それらの事由に該当する場合におきましては、少くとも罷免をするといふことであります。と、それをここで具体的に挙げますと、もとよりかといふことで、一定の事由といふことで、おのずから他の公務員との權衡上當然さういふものに拘束されることにはなるだらうと考へておるわけでありまして、それから勧告等の關係でございまして、二十條の規定は一般的の條項の勧告でございまして、公的の問題につきまして、誰を罷免しろといふようなことは二十條の規定の趣旨におきましては含んでいないと、かように考へております。

○高橋達太郎君 もう一点一つ、これは提案者の川本議員にお聞きしたいと思ひます。今度消防庁といふものが市町村に義務付けられると、政府の市町村負担についての財政的な処置はどうなつておりますか、その点……。

○衆議院議員(川本治君) この点でございまして、これは御承知の通り、ついでにこれを全部こういふという規定になつておる第九條の点につきましては、殆んど全国の各市町村と共に實際は現在でも動いておるのであります。特別にこの規定がこういふ機関になつたから、市町村のほうで相當な負担を直ちにしなければならぬといふようなことは起きないだらうと、私どものほうでは考へて制定いたしました。

○石川清一君 恐らく準則に基いて消防の階級がきまされた場合に、これに適當する給與も出て来ると思ふので、その給與についてもお考えになつておるかどうか。非常にこれは複雑な問題でありまして、そうした階級が作られ、更に給與ができるというものが、やはり相當近代的な消防団といふものが、さういふような階級的なものの準則に基いても考へられるので、ここに予算的な問題と併せて出て来る。その場合にやはり国家消防庁はいろいろの勧告或いは警告といふようなものを働かせて来るのじやないか、こういうような点が想像されるのですが、この点についてもお考えでございますか。

○衆議院議員(川本治君) 御質問のような点も十分考へて見たのであります。が、御承知のように、国家消防庁が準則で階級を定めると申しまして、現在でも階級はあります。それがただ区々になつておるのを、或るべく一定

した基準を作つて置いたほうがいいのではないかと考へてありまして、特にこの非常勤の場合などにおきましては、さして御承知のような、消防団員は給與の点などにつきましては問題もないかと思ひますし、非常勤の場合においても、大体従来と変りはないように考へておりました。さしてそうした財源問題については、直ちに影響を及ぼすような拘束力は持つていないように解釈いたしております。

○小笠原三三男君 この法案の審査の方法について、一つできるならば委員長に希望したいのですが、この法案は政府提出の法案と違つて、衆議院の同じ性格の委員会の委員の諸君が、超党派でいろいろ御研究になつて出た法案であるので、さうであれば、我々としても必ずしも野党だ、興党だといふような観点だけで、この問題を問題にしたのではない。併し私聞きますと、消防議員連盟とかという關係議員のかた／＼の積極的な要望なり、努力が実を結んで、一応法案になつて出たといふ話を承つておるのですが、今日初めてこれを見せられ、もつと驚かされた。一つ驚かされたのは、お前たちも一つ賛成してくれ、これだけのことで、どうも質問せよと言われなくても入当りの質問はできるかも知れませんが、私には願ひは、この問題は速記をとめて預いてでも、こういうことになるまでの経緯或いはその主眼となるもの、或いは各方面の要望といふものを、それらがあつて衆議院のほうでこれだけにまとめたのである、それでこの條項でこうなるまでの経過はこう

第二十條を次のように改める。

第二十條 国家消防庁は、必要に應じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について指導し、助言を與え、又は設備、機械器具及び資材の轉送をすることができ

る。

第二十四條第二項中「国家地方警察、」の下に「自治体警察、」を加える。

第四十條第二十六條の次に次の一條を加える。

第二十六條の二 この法律の適用については、市町村の消防の一部事務組合は、市の加入するものにあつては、これを一の市とみなし、その他のものにあつては、これを一の町村とみなし、町村の全部事務組合又は役場事務組合は、これを一の町村とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、消防職員及び消防団員の任免、給與、服務その他の事項に関しては、地方公務員法中の各相当規定がそれぞれの市町村に適用されるまでの間は、当該市町村については、第十二條、第十五條、第十五條の二第三項及び第十七條第二項の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

2 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二号を「第一号、第二号及び第四号」に改める。

四 消防団員その他の消防団員（常勤の者を除く。）

3 この法律施行の際現に公職選挙法の規定によりその期日を公示又は告示してある選挙に関しては、改正後の同法第八十九條の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

二月二十四日予備審査のため本委員会に左の事件を付託された。

一、遺失物法の一部を改正する法律（案）

遺失物法の一部を改正する法律

遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

「警察官署」を「警察署長」に改める。

第二條第四項を削る。

第十一條第三項中「警察官」を「警察署長」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 本法ノ規定ニ依リ警察署長ノ保管スル物件ニシテ交付ヲ受クル者ナキトキハ其ノ所有權ハ当該警察署ノ屬スル国又ハ地方公共団体ニ歸屬ス

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に改正前の遺失物法第十五條の規定の適用を受け、国庫に帰属した物件（遺失

物法第二條の規定によつて売却した物件の売却費用を控除した売却代金の残額を含む。以下同じ。）で、自治体警察の警察署長が保管する物件は、国が当該警察署の属する地方公共団体に無償で譲渡する。この場合において、地方公共団体が支出した当該物件の保管費、公告費その他必要な費用は、当該地方公共団体の負担とする。

同日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方税法中一部改正に関する請願（第六六〇号）（第六六一号）

一、映画の入場税軽減に関する請願（第六六二号）

一、宿泊料に対する遊興飲食税減免の請願（第六六三号）

一、平衡交付金特別交付金増額に関する請願（第六六四号）

一、木材引取税の課税および徴収是正に関する請願（第六六五号）

一、公職選挙法中一部改正に関する請願（第六六六号）

一、公職選挙法第八十九條改正に関する請願（第六六七号）

一、行政事務配分に関する陳情（第一二八号）

一、大都市の平衡交付金配分に関する陳情（第一二七号）

一、公職選挙法第八十九條改正に関する陳情（第一二三号）

第六六〇号 昭和二十六年二月十日受理

地方税法中一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関三ノ四日本化学工業協会内 原安三郎

紹介議員 小野 義夫君
現行地方税中、電気税およびガス税は、消費税的ならびに二重税的性格より当然廃止すべきものと思われるが、未だに両税が課税されているため、産業の振興に大きな影響を與えており、またガス税に関する現行法文は課税対象を明確にしていなから、地方税法中電気税およびガス税に關し、一部改正を実施せられたいとの請願。

第六六一号 昭和二十六年二月十日受理

地方税法中一部改正に関する請願

請願者 東京都中央区本町八ノ一九日本鍼業協会内 岡部楠男

紹介議員 小野 義夫君
沈でん池ならびにズリ捨場は、農耕地保護および磁害予防のために設けられたものであり、坑道は埋蔵資源と一体不可分の関係にある鍼業権の一部である。しかるに現行地方税法において、これらの施設に対して固定資産税を課しているのは不合理であるから、これらの鍼業施設および坑内保安設備を課税対象から除外するとともに、産業の振興をはばむような課税を極力軽減するため、地方税法中関係條文の一部を改正せられたいとの請願。

第六六二号 昭和二十六年二月十日受理

映画の入場税軽減に関する請願

請願者 東京都港区芝区板田太左衛門町三ノ坪倉宗春

紹介議員 入交 太蔵君
映画は、一國の文化を左右するとまでいわれる程大きな影響力および感化力を持つてゐる。しかるに現在映画の入

場税が極めて高いため、映画施設の荒廃が甚しく、教育、文化、衛生等の各方面に多大の弊害を與えているから、映画の文化的性格を考慮して、映画入場税を五割に引き下げられたいとの請願。

第六六三号 昭和二十六年二月十日受理

宿泊料に対する遊興飲食税減免の請願

請願者 京都市中京区西洞院丸太町下ル京都府旅館組合通合会内 西村善三郎

紹介議員 野田 卯一君
旅館での宿泊はやむを得ない用事、病気の治療等家庭生活の延長と考へられるものであるが、現在これらの宿泊に對して、遊興飲食税が課税されているのは極めて不合理であるから、すみやかに宿泊料に対する遊興飲食税を廃止せられたい。なお財政上その他の関係で即時実現困難な場合は、室料だけでも非課税とし、食事料についてはその税率を百分の十以下とせられたいとの請願。

第六六四号 昭和二十六年二月十二日受理

平衡交付金特別交付金増額に関する請願

請願者 北海道中川郡美深町長 西尾六七

紹介議員 木下 源吾君
北海道美深町は、昨年四月二日に発生した北海道拓殖銀行美深支店に発生した凶悪無類なる強盗殺人事件によつて予期しない警察費の増額を余儀なくされた上、画期的な地方税法の改正の結

第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 二以上の納期において又は二回以上に分けて納付し、又は納入した地方団体の徴収金について過納又は誤納がある場合における前項の規定の適用については、当該過納又は誤納に係る金額は、最終の納付又は納入の日において納付又は納入があつたものとみなし、その金額がその日における納付額又は納入額をこえる場合においては、その金額に達するまで、その日前の各納付又は納入の日に順次さかのぼつて当該各納付又は納入の日においてそれぞれ納付又は納入があつたものとみなす。

第二十九條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第三十一條中「同條の規定による附加価値額の計算上特定の支出金額に算入する。」を「各年又は各事業年度の附加価値額から控除する。」に改め、同條但書を次のように改める。

但し、控除する額は、控除する年の直前の年又は控除する事業年度の直前の事業年度までにおいて控除されなかつた額に限る。

同條の次に次の二條を加える。

(青色申告書の提出を認められていた法人の事業に係る附加価値額の算定の特例)

第三十一條の二 第五十二條第一項

の規定によつて青色申告書の提出を認められていた法人は、その提出を認められていた期間に係る附加価値額については、第三十條第四項、同條第六項から第九項まで、前條及び第七十四條の二の規定によつて算定する方法(控除法)という。以下本條及び第三十一條の三において同様とする。(以下)

ないで各事業年度の所得並びに当該事業年度中において支拂うべき給與、利子、地代及び家賃の額の合計額によつて算定する方法(加算法)という。以下本條、第三十一條の三、第三十五條及び第三十六條において同様とする。(以下)

2 前項の所得は、各事業年度の総益金から総損金を控除した額によるものとし、その計算については、この法律又は第三十條第十項の規定に基き政令に特別の定がある場合を除く外、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定による各事業年度の所得の計算の例によるものとする。この場合において、各事業年度の直前の事業年度以前の事業年度において生じた損金は、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入しないものとする。

3 第一項の給與、利子、地代及び家賃の額は、前項の規定による所得の計算において損金に算入されたものに限る。

4 第一項の法人が各事業年度の開始の日前五年以上以内に開始した事業年度において、当該事業年度の総損金とその事業年度の総益金並び

にその事業年度中において支拂うべきであつた給與、利子、地代及び家賃の額の合計額をこえた場合においては、そのこえた部分の額は、各事業年度の附加価値額から控除する。但し、控除する額は、控除する事業年度の直前の事業年度までにおいて控除されなかつた額に限る。

5 第一項の場合において加算法によつて附加価値額を算定しようとする法人は、昭和二十六年十二月三十一日(昭和二十六年十二月一日以後において新たに設立(第七項の外国法人にあつては、この法律の施行地における事業の開始をいう。以下第五十二條及び第七十二條において同様とする。))した法人にあつては当該事業年度開始の日から三十日を経過した日の前日)までに、当該道府県の條例の定めるところによつて、あらかじめ、事務所又は事務所在地の道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

6 青色申告書の提出を認められていた法人で控除法によつて附加価値額を算定しているものは、その事業の内容を変更したことに因り控除法によつて附加価値額を算定することが著しく困難である場合においては、その事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)の承認を受けて、加算法によつて附加価値額を算定することができる。

7 前項の場合において、この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人でこの法律の施行地において事業を行うもの(「外国法人」という。以下第四十條第三項、第五十七條の二、第七百五十四條の二第五項及び第七百五十四條の四第三項において同様とする。))は、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事に届け出るものとする。

8 第六項の道府県知事の承認を受けようとする法人は、加算法によつて附加価値額を算定しようとする最初の事業年度の初日の前日までに、当該道府県の條例の定めるところによつて、同項の道府県知事に加算法によつて附加価値額を算定しようとする理由を附した申請書を提出しなければならない。

9 前項の申請書を受理した道府県知事は、その内容を審査して第六項に規定する事由があると認めた場合においては、これを承認しなければならぬ。但し、当該法人が控除法によつて附加価値額を算定した最初の事業年度の初日から相當の期間を経過していない場合又は加算法によつて附加価値額の計算が正確に行われ難いと認められる場合においては、当該申請を却下することができる。

10 道府県知事は、第五項の届出を受理した場合又は前項の承認をした場合においては、遅滞なく、当該法人の名称、事業の種類、その有する事務所又は事業所の所在地

及び加算法によつて附加価値額を算定する最初の事業年度の初日を告示しなければならない。

11 道府県知事は、前項の規定によつて告示し、又は第九項の規定によつて申請を却下した場合においては、遅滞なく、その旨を当該届出又は申請をした法人(承認が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に係るものであるときは、当該届出又は申請をした法人及び関係道府県知事)に通知しなければならない。

附加価値額の算定方法に変更があつた場合の措置

第三十一條の三 控除法によつて附加価値額を算定していた法人が加算法によつて附加価値額を算定することとなる場合においては、加算法によつて附加価値額を算定する最初の事業年度以後の各事業年度の附加価値額の算定については、前條第一項から第四項までの規定による外、左の各号に定めるところによる。

一 控除法によつて附加価値額を算定していた最後の事業年度の末日において貸借対照表に記載されている家屋、家屋以外の減価償却可能な固定資産(昭和二十七年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度の末日以前に取得したもの)を除く。以下本條において同様とする。のうちその購入代金が第三十條第七項の特定の支出金額に算入されたものがある場合においては、加算法によつて算定する

最初の事業年度の附加価値額は、前條第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて算定した額に当該固定資産の帳簿価額を政令で定める基準によつて調整した額を加えた額とする。

二 各事業年度開始の前五年以内に開始した事業年度において第三十一條の規定によつて附加価値額から控除すべき額がある場合においては、その額は、各事業年度の附加価値額から控除する。但し、控除する額は、控除する事業年度の直前の事業年度までにおいて控除されなかつた額に限る。

2 加算法によつて附加価値額を算定していた法人が控除法によつて附加価値額を算定することとなる場合においては、控除法によつて附加価値額を算定する最初の事業年度以後の各事業年度の附加価値額の算定については、第三十條第四項、同條第六項から第九項まで、第三十一條及び第七十四條の二の規定による外、左の各号に定めるところによる。

一 加算法によつて附加価値額を算定していた最後の事業年度の末日において貸借対照表に記載されている家屋、家屋以外の減価償却可能な固定資産のうちその購入代金が第三十條第七項の特定の支出金額に算入されるべきものに該当するものがある場合においては、当該固定資産のその日における帳簿価額を政令で定める基準によつて調整した額をその残存耐用年数で除し

て得た額を十二で除して得た額に当該法人の事業年度の月数を乗じて得た額は、各事業年度の附加価値額の算定上同項の特定の支出金額とする。但し、各事業年度において第三十條第七項の特定の支出金額に算入されるべき額については、控除法によつて附加価値額を算定する最初の事業年度の末日までに、地方財政委員会規則で定める手続によつて、事務所又は事業所所在地の道府県知事の承認を受けなければならぬ。

二 各事業年度開始の前五年以内に開始した事業年度において前條第四項の規定によつて附加価値額から控除すべき額がある場合においては、その額は、各事業年度の附加価値額から控除する。但し、控除する額は、控除する事業年度の直前の事業年度までにおいて控除されなかつた額に限る。

3 前項第一号但書の場合において、当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行うものであるときは、同号但書の承認は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行うものとする。この場合において、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が承認を與えたときは、他の関係道府県知事に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 第二項第一号の固定資産を売却した場合において、その売却額を第三十條第六項の総売上金額に算入するときは、その売却の日の属

する事業年度の附加価値額の算定上、帳簿価額を第二項第一号の規定によつて調整した額から同号の規定によつて特定の支出金額に算入された額の累計額を控除した額は、第三十條第七項の特定の支出金額とする。

第三十三條に次の但書を加える。但し、第三十六條第一項又は第五項の規定によつて概算納付し、又は概算申告納付する場合においては、同條第一項の概算期間の末日の属する年度の税率によるものとする。

同條の次に次の一條を加える。(二種以上の事業をあわせて行う場合における附加価値税額の算定)

第三十三條の二 法人又は個人が二種以上の事業をあわせて行う場合においては、その納付すべき附加価値税の課税標準とすべき附加価値額は、これらの事業を通じて算定するものとし、この場合における附加価値税額は、附加価値額をこれらの事業のそれぞれの総売上金額にあん分した額に当該事業に対する各税率を適用して得た額の合算額とする。

第三十五條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、加算法によつて附加価値額を算定する法人は、確定した決算に基いて申告納付しなければならぬものとし、災害その他やむを得ない事由に因つて決算が確定しないためその期限までに申告納付することができない場合においては、地方財政委

員会規則で定める手続によつて、事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)の承認を受けてその決算確定の日から二十日以内に申告納付することができるとする。

同條第三項中「申告書には、」の下に「地方財政委員会規則で定める様式によつて、」を加え、「概算納付した」を「概算納付し、又は概算申告納付することを要した」に、「支拂つた給與」を「支拂うべき給與」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、加算法によつて附加価値額を算定する法人は、当該事業年度に係る法人税の課税標準とすべき所得、当該事業年度中における固定資産の減価償却額並びに当該事業年度中において支拂うべき給與、利子、地代及び家賃の額を記載した書類に代えて政令で定める書類を添付するものとする。

同條第四項中「概算納付した」を「概算納付し、又は概算申告納付することを要した」に改める。

第三十六條の見出し中「概算納付」の下に「又は概算申告納付」を加え、同條第一項但書中「二分の一」を「十分の七」に改め、「低下すべきこと」の下に「又は第三十四條の規定によつて附加価値税を課することができない額となるべきこと」を、「承認を得た法人は、」の下に「十分の七以下に低下すべきものにあつては」を加え、「六月を経過した日」を「六月を経過した日の前日」に、「概算納付するこ

とができる。」を「概算申告納付することができるものとし、同條の規定によつて附加価値税を課することができない額となるべきものにあつては概算納付することを要しないものとする。」に改める。

同條第五項中「前事業年度の附加価値額に係る附加価値税を納付することを要しなかつたもの」を「概算期間の末日までに前事業年度の附加価値額に係る附加価値税を申告納付しなかつた法人若しくはこれを申告納付することを要しなかつた法人」に、「概算納付」を「概算申告納付」に改める。

同條第六項中「第一項又は前項の規定によつて概算納付する法人は、」を「第一項の規定によつて概算納付し、若しくは概算申告納付する法人又は前項の規定によつて概算申告納付する法人は、地方財政委員会規則で定める様式によつて、」に改め、「概算納付書」の下に「又は概算申告書」を加える。

同條に次の三項を加える。7 第一項但書又は第五項の規定によつて概算申告納付する法人のうち加算法によつて附加価値額を算定するものの概算期間の附加価値額は、概算期間の所得並びに概算期間中において支拂うべき給與、利子、地代及び家賃の額の合計額とする。

8 前項の概算期間の所得並びに概算期間中において支拂うべき給與、利子、地代及び家賃の額は、第三十一條の第二項及び第三項の規定に準じて算定した額とする。

9 第一項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じた場合においては、これを切り捨てる。

第三十七條の見出し中「概算納付」の下に「又は概算申告納付」を加え、同條第一項但書中「二分の一」を「十分の七」に改め、「低下すべきこと」の下に「又は第三十四條の規定によつて附加価値税を課することができない額となるべきこと」を、「承認を得た個人は、」の下に「十分の七以下に低下すべき者にあつては」を加え、「概算納付することができない」を「概算申告納付することができない」と改める。

同條第二項本文中「前年の附加価値税に係る附加価値税を納付すること」を要しなかつた個人を「毎年五月三十一日若しくは九月三十日まで以前年の附加価値税に係る附加価値税を申告納付しなかつた個人若しくはこれを申告納付することを要しなかつた個人」に、「概算納付し、」を「概算申告納付し、」に、「概算納付した額を控除した額」を「概算申告納付した額を控除した額」に、「概算納付しななければならない」を「概算申告納付しななければならない」に改め、同項但書中「概算納付すべき」を「概算申告納付すべき」に、「二分の一」を「十分の七」に改め、「低下すべきこと」の下に「又は第三十四條の規定によつて附加価値税を課することができない額となるべき

こと」を、「承認を得た個人は、」の下に「十分の七以下に低下すべき者にあつては」を加え、「概算納付し、」を「概算申告納付し、」に、「概算納付した額を控除した額」を「概算申告納付した額を控除した額」に改める。

同條第三項中「概算納付した」を「概算申告納付した」に改め、「概算納付し、又は概算申告納付することを要した」に改める。

第三十九條の見出し中「修正申告納付」の下に「又は修正概算申告納付」を加え、同條中「第三十五條又は前條を」を「第三十五條から前條まで」に改め、「申告書」の下に「又は概算申告書」を加え、「遅滞なく、」を「地方財政委員会規則で定める様式によつて、遅滞なく、」に改め、「修正申告書」の下に「又は修正概算申告書」を加える。

第四十條第一項中「若しくは前條の規定によつて法人が提出する修正申告書又は第三十六條の規定による概算納付書」を、第三十六條の規定による概算納付書若しくは概算申告書又は前條の規定によつて法人が提出する修正申告書若しくは修正概算申告書に改める。

同條第四項中「申告」を「申告若しくは概算申告又は修正申告若しくは修正概算申告」に改める。

「支拂つた給與」を「支拂うべき給與」に改める。

同條第三項中「概算納付した」を「概算申告納付した」に改め、「概算納付し、又は概算申告納付することを要した」に改める。

第三十九條の見出し中「修正申告納付」の下に「又は修正概算申告納付」を加え、同條中「第三十五條又は前條を」を「第三十五條から前條まで」に改め、「申告書」の下に「又は概算申告書」を加え、「遅滞なく、」を「地方財政委員会規則で定める様式によつて、遅滞なく、」に改め、「修正申告書」の下に「又は修正概算申告書」を加える。

第四十條第一項中「若しくは前條の規定によつて法人が提出する修正申告書又は第三十六條の規定による概算納付書」を、第三十六條の規定による概算納付書若しくは概算申告書又は前條の規定によつて法人が提出する修正申告書若しくは修正概算申告書に改める。

同條第四項中「申告」を「申告若しくは概算申告又は修正申告若しくは修正概算申告」に改める。

六 第三十九條の規定によつて個人が提出すべき修正概算申告書に虚偽の記載をしてこれを提出した者

第四十四條の見出し中「概算納付書」の下に「概算申告書等」を加え、同條第一項中「附加価値税の納税義務者が第三十六條第六項又は第三十七條第六項の規定によつて提出すべき概算納付書」を「事業を行う者が第三十五條第五項若しくは第三十八條第四項の規定によつてすべき申告を正当な事由がなく申告しなかつた場合又は第三十六條第六項、第三十七條第六項又は第三十九條の規定によつて提出すべき概算納付書、概算申告書又は修正概算申告書」に改める。

同條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第四十七條第一項中「第三十五條若しくは第三十八條の規定による申告書」を「第三十五條から第三十八條までの規定による申告書若しくは概算申告書」に、「修正申告書」を「修正申告書若しくは修正概算申告書」に改める。

同條第二項中「申告書」を「申告書若しくは概算申告書」に改める。

同條第二項中「申告書を提出しなかつた場合」を「申告書の提出期限までにこれを提出しなかつた場合」に改める。

第四十八條第二項中「第三十五條又は第三十八條を」を「第三十五條から第三十八條まで」に改める。

第四十九條の見出し中「申告納付」を「納付」に改め、同條第一項中「第三十五條若しくは第三十八條の納期限後にその税金を納付する場合若しくは第三十九條の規定による修正に因り増加した税額を申告納付する場合又は第三十六條若しくは第三十七條の納期限（第四十五條の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）以下附加価値税について同様とする。」後に「概算納付する場合」を「第三十五條から第三十八條までの納期限後にその税金（第三十九條の規定による修正に因り増加した税額を含む。）以下本條において同様とする。」を納付する場合」に改める。

同條第二項中「第三十五條若しくは第三十八條の納期限までに税金を納付しなかつたこと若しくは第三十九條の規定による修正申告を必要としたこと又は第三十六條若しくは第三十七條の納期限までに概算納付しなかつたこと」を「第三十五條から第三十八條までの納期限までにその税金を納付しなかつたこと」に改める。

第五十一條第一項中「百分の五十五」を「百分の五十二」に改める。

て事業を開始した個人にあつては事業開始の日からそれぞれ二十日を経過した日」を加える。

同條第五項中「承認を受けた者が」の下に「前項の規定による指示に従わなかつたと認められる場合、第三十五條から第三十八條までの規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合又はその備え付ける帳簿書類が」を加え、「事実又は帳簿書類」を「事実若しくは帳簿書類」に、「その事実」を「当該事由」に改める。

第五十三條中「第三十條」の下に「又は第三十一條の二」を加える。

第五十四條第一項中「第三十五條第三十八條若しくは第三十九條の規定によつて附加価値税を申告納付する場合又は第三十六條若しくは第三十七條の規定によつて附加価値税を概算納付する場合」を「第三十五條から第三十九條までの規定によつて附加価値税を申告納付し、概算納付し、概算申告納付し、修正申告納付し、又は修正概算申告納付する場合」に、「又は概算納付する」を「概算納付し、概算申告納付し、修正申告納付し、又は修正概算申告納付する」に改める。

同條第三項中「又は概算納付書」を「概算納付書又は概算申告書」に、「又は申告書」を「概算申告書又は申告書」に、「製造業、電気供給業、ガス供給業、自動車道事業、運河業、さん橋業、船舶ていけい場業及び貨物陸揚業」を「電気供給業、ガス供給業、運送業のうち地方鉄道事業及び軌道事業並びに倉庫業」に、「従業者の給与額」を「従業者の数」に改める。

同條第四項中「従業者の給与額は、課税標準の算定期間中において従業者に支拂われた給与額の総額とする。」を「従業者の数は、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在のにおける従業者の数を合計した数とする。」に改め、同條第五項中「算定期間の各月」を「算定期間に属する各月」に改める。

同條に次の二項を加える。
6 法人又は個人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて、電気供給業、ガス供給業、運送業のうち地方鉄道事業及び軌道事業並びに倉庫業その他の事業とをあわせて行つ場合における第三項の規定の適用については、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割の方法によつて当該法人又は個人の事業の附加価値税を分割するものとする。
7 この法律に定めるものを除く外、附加価値税の分割について必要な事項は、地方財政委員会規則で定める。

第五十七條の次に次の一條を加える。
(外国法人の場合における主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の意義)

第五十七條の二 外国法人に対する第三十一條の三第三項、第三十五條第一項但書、第五十二條第一項、第五十四條第二項、第五十五條第一項から第四項まで及び第六項、第五十八條第二項並びに第七十四條の二第二項の規定の適用については、これらの規定中主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事とする。

知事とあるのは、この法律の施行地において行つ事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事とする。

第五十八條第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を第五項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第三項の次に第四項として次の一項を加える。
4 第一項から第三項までの規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第六十一條第三項中「前項」を「第二項」に改め、第八項中「第六項」を「第七項」に改め、第九項中「概算納付すべき附加価値税」を「概算納付し、又は概算申告納付すべき附加価値税」に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。
3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第七十條に次の但書を加える。
但し、昭和二十六年十二月三十一日以前に解散した法人で、同日までに清算が終了していないものについては、本節の規定を適用しない。

第七十一條に次の一項を加える。
4 第一項の事業税に相当する税額を算定する場合において適用すべき税率は、昭和二十六年年度の事業税の税率とする。

第七十二條に次の一項を加える。
4 事業を行ふ法人の昭和二十七年一月一日の属する事業年度の附加価値税に係る附加価値税に限り第五十二條第二項中「当該申告に係る事業年度、概算期間又はこれらに相当する期間の初日(新たに設立した法人にあつては設立の日、その年の中途において事業を開始した個人にあつては、事業開始の日からそれぞれ二十日を経過した日)の前日」とあるのは「昭和二十六年十二月三十一日(昭和二十六年十二月十日以後において新たに設立した法人にあつては、設立の日から二十日を経過した日の前日)」と読み替へるものとする。

第七十三條第一項及び第二項中「概算納付」を「概算申告納付」に改める。

第七十四條の次に次の一條を加える。
第七十四條の二 昭和二十七年一月一日の属する事業年度又は昭和二十七年年度の附加価値税について第七十二條第一項の規定によつて青色申告書を提出することの承認を受けた法人(第三十一條の二第二項の規定の適用を受ける法人を除く。以下本條において同様とする。)又は個人に対しては、その各事業年度又は各年の附加価値税の算定上、法人にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度の末日以前、個人にあつては昭和二十六年十二月三十一日以前に取得した固定資産で、その購入代金が第三十條第七項の特定の支出金額に算入されるべきものであり、且つ、これらの日の後において当該固定資産につ

いて法人税法又は所得税法の規定による減価償却が認められるものは、当該固定資産のこれらの日における帳簿価額を政令で定める基準によつて調整した額をその残存耐用年数で除して得た額(法人にあつてはその額を十二で除して得た額)に当該法人の事業年度の月数を乗じて得た額とする。を同項の特定の支出金額とする。但し、各事業年度又は各年において第三十條第七項の特定の支出金額に算入されるべき額については、法人にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度の末日までに、個人にあつては昭和二十七年三月三十一日までに、地方財政委員会規則で定める手続によつて、それぞれ事務所又は事業所所在地の道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前項但書の場合において、当該法人又は個人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行つ者であるときは、同項但書の承認は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行ふものとする。この場合において、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が承認を與えたときは、他の関係道府県知事に、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 第一項の固定資産を売却した場合において、その売却額を第三十條第六項の総売上金額に算入するときは、その売却の日の属する事業年度又は年の附加価値税の算定上、帳簿価額を第一項の規定によつて調整した額から同項の規定に

いて法人税法又は所得税法の規定による減価償却が認められるものは、当該固定資産のこれらの日における帳簿価額を政令で定める基準によつて調整した額をその残存耐用年数で除して得た額(法人にあつてはその額を十二で除して得た額)に当該法人の事業年度の月数を乗じて得た額とする。を同項の特定の支出金額とする。但し、各事業年度又は各年において第三十條第七項の特定の支出金額に算入されるべき額については、法人にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度の末日までに、個人にあつては昭和二十七年三月三十一日までに、地方財政委員会規則で定める手続によつて、それぞれ事務所又は事業所所在地の道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前項但書の場合において、当該法人又は個人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行つ者であるときは、同項但書の承認は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行ふものとする。この場合において、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が承認を與えたときは、他の関係道府県知事に、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 第一項の固定資産を売却した場合において、その売却額を第三十條第六項の総売上金額に算入するときは、その売却の日の属する事業年度又は年の附加価値税の算定上、帳簿価額を第一項の規定によつて調整した額から同項の規定に

いて法人税法又は所得税法の規定による減価償却が認められるものは、当該固定資産のこれらの日における帳簿価額を政令で定める基準によつて調整した額をその残存耐用年数で除して得た額(法人にあつてはその額を十二で除して得た額)に当該法人の事業年度の月数を乗じて得た額とする。を同項の特定の支出金額とする。但し、各事業年度又は各年において第三十條第七項の特定の支出金額に算入されるべき額については、法人にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度の末日までに、個人にあつては昭和二十七年三月三十一日までに、地方財政委員会規則で定める手続によつて、それぞれ事務所又は事業所所在地の道府県知事の承認を受けなければならない。

の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第二百八十二條第二項中「前項を「第二項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第二百八十五條第三項中「前項を「第二項」に改め、第八項中「第六項」を「第七項」に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第二百九十二條第二号から第四号までを次のように改める。

二 給與所得 所得税法第九條第一項第五号に規定する給與所得をいう。

三 創除

四 課税総所得金額 総所得金額から所得税法第十一條の三から同法第十二條までの各條の規定による控除をした金額をいう。

但し、市町村は、財政上特別の必要がある場合においては、当該市町村の條例の定めるところによつて、総所得金額から所得税法第十二條の規定による控除のみをした金額とすることができ。

同條第五号中「あわせて徴收される利子税額、」の下に「同法第五十六條の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、」を、「無申告加算税額、」の下に「同條第四項の規定によつて徴收される源泉徴収加算税額、」を加える。

同條第六号中「昭和二十二年法律第二十八号」を削る。

同條第七号を次のように改める。

七 扶養親族 市町村民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、その総所得金額が一万五千円以下である者をいう。この場合において、納税義務者が二人以上あるときは、地方財政委員会規則の定めるところによつて、納税義務者のいづれか一人の扶養親族であるものとする。

同條に次の四号を加える。

十 寡婦 女子で、離婚し、若しくはその配偶者が死亡した後、婚姻をしていないもの又は妻で夫の生死が明らかでないもののうち、扶養親族を有するものをいう。

十一 法人税額 法人税法の規定によつて納付すべき法人税（積立金に對するものを除く。）の額で同法第十條の規定によつて控除される所得税額を加算したものをいい、同法第四十二條第一項の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同條第六項の規定によつてあわせて徴收される利子税額、同法第四十三條第一項の規定によつて徴收される過少申告加算税額、同條第二項の規定によつて徴收される無申告加算税額及び同法第四十三條の二第一項又は第二項の規定によつて徴收される重加算税額並びに国税徴收法第九條第三項の規定によつて徴收する延滞加算税額を含まないものとする。

十二 所得税 所得税額、課税総所得金額若しくは課税総所得金額から所得税額を控除した金額（以下「所得税額等」と総称する。）を課税標準として課する市町村民税又は法人税額を課税標準として課する市町村民税をいう。

十三 均等割 均等の額によつて課する市町村民税をいう。

第二百九十三條 創除

第二百九十四條及び第二百九十五條を次のように改める。

（市町村民税の納税義務者等）
第二百九十四條 市町村民税は、第一号及び第三号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第二号及び第四号の者に対しては均等割額によつて課する。

一 市町村内に住所を有する個人

二 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

三 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

四 市町村内に事務所又は事業所を有する法人でない社團又は財

団で代表者又は管理人の定めのあるもの

（個人の市町村民税の非課税の範圍）

第二百九十五條 市町村は、左の各号の一に該当する者に對しては、市町村民税を課することができない。

一 前年中において所得を有しなかつた者

二 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

三 不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦（これらの者が前年中において十万円をこえる所得を有した場合を除く。）

2 市町村は、同居の妻（夫が均等割の納税義務を負わない場合を除く。）に對しては、均等割を課することができない。

第二百九十六條中「及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）」

第九十八條の規定に基く国家公務員の組合その他の団体」を、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）

第九十八條の規定に基く国家公務員の団体及び地方公務員法（昭和二十五年法律第六十一号）第五十四條の規定に基く地方公務員の団体」に改める。

第二百九十七條を次のように改める。

（所得税額等の意義）

第二百九十七條 第二百九十四條第一号の者に對して課する市町村民税の課税標準である所得税額等は、前年の所得について同年において適用された所得税法の規定に基いて算定したものとす。

第二百九十八條第一項各号列記以外の部分中「第一号若しくは第二号」を「第一号から第三号まで」に、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を第四号とし、第二号の次に第三号として次の一号を加える。

三 給與支拂報告書を提出する義務がある者及び特別徴收義務者

第二百二條第三項中「前項を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第二百三條を次のように改める。

（市町村民税の申告義務）

第二百三條 第二百九十四條第一号の者は、毎年四月三十日までに、当該市町村の條例の定めるところによつて、前年の総所得金額、所得税額等、第二百九十五條の規定に該当する事実の有無その他必要な事項を一月一日現在の住所所在地の市町村長に申告しなければならない。

2 第二百九十四條第二号から第四号までの者は、毎年四月三十日までに、一月一日現在において有する事務所、事業所又は家屋敷の所在をその所在地の市町村長に申告しなければならない。

3 第二百九十四條第一号の者で前年中において俸給、給料、賃銀、歳費、年金、恩給及び賞與並びにこれらの性質を有する給與（以下「給與」と総稱する。）の支拂を受けた

ものは、毎年二月十日までに、当該市町村の條例の定めるところによつて、同年中の給與所得の金額、給與の支拂を受ける際に徴収された所得税額、第二百九十五條の規定に該當する事実の有無その他必要な事項を一月一日現在の住所所在地の市町村長に申告しなければならない。

4 前項の申告をした者で前年中において給與所得以外の所得を有しなかつたものは、第一項の申告をすることを要しないものとする。

第三百四十四條中「第二百九十四條第一項第一号」を「第二百九十四條第一号」に改め、「その申告期限後」の「の下に」を「所得税法第二十七條第一項の規定によつて提出することができ」る申告書を提出した場合又は「を」加え、「又は所得税額」を「若しくは所得税額」に、「又は同法第四十八條第五項」を「若しくは同法第四十八條第五項」に、「その通知を受けた日」を「その申告書を提出し、又はその通知を受けた日」に改める。

第三百六條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第三百七條及び第三百八條を次のように改める。

(給與支拂報告書の提出義務)
第三百七條 一月一日現在において給與の支拂をしている者で当該給與の支拂をする際、所得税法第三十八條第一項の規定によつて所得

税を徴収する義務があるものは、二月十日までに、地方財政委員会規則の定めるところによつて、当該給與の支拂を受けている者についてその者に係る前年中の給與所得の金額、所得税額その他必要な事項を当該給與の支拂を受けている者の一月一日現在における住所所在地の市町村別に作成された給與支拂報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

(昭和二十五年中の給與所得に係る給與支拂報告書の提出期限の特例)
第三百八條 昭和二十五年中の給與所得に係る給與支拂報告書の提出については、前條中「一月一日」とあるのは、「昭和二十六年四月一日」と、「二月十日」とあるのは、「昭和二十六年四月二十日」と読み替へるものとする。

第三百九條の見出し中「源泉徴収票等の写」を「給與支拂報告書」に改め、同條中「源泉徴収票等の写」を「給與支拂報告書」に、「政府に提出した源泉徴収票等」と異なつた内容の「を」虚偽の「に」改める。

第三百十條を次のように改める。
(源泉徴収票又はその写の添付義務)
第三百十條 第三百三條第三項の規定によつて給與所得に係る申告書を提出する義務がある者は、当該申告書に所得税法第六十二條第一項の規定によつて交付されるべき源泉徴収票又はその写を添付しなければならない。

第三百十一條の見出し中「均等割

額によつて課する市町村民税」を「均等割に改め、同條第一項中「均等割額」によつて課する市町村民税」を「均等割に、「第二百九十四條第一項第一号」を「第二百九十四條第一号」に、「同條同項第三号」を「同條第三号若しくは第四号」に、「第二百九十四條第一項第三号」を「第二百九十四條第二項第三号又は第四号」に改め、同條第二項中「第二百九十四條第一項第一号」を「第二百九十四條第一号」に、「同條同項第三号」を「同條第三号又は第四号」に改める。

第三百十二條の見出し中「均等割額」によつて課する市町村民税」を「均等割」に改め、同條各号列記以外の部分中「その者に對して均等割額によつて課する市町村民税」を「その者に對して課する均等割」に改め、同條第一号を次のように改める。

一 均等割を納付する義務がある扶養親族を二人以上有する者及び当該扶養親族
同條第二号及び第四号を削り、第三号を第二号とする。

第三百十三條の見出し中「所得税額等を課税標準とする市町村民税」を「所得割に改め、同條に次の三項を加える。

4 前二項の場合における税率は、所得割額が当該各項の規定による課税標準額に應じて増減するよう

に定めることができ、
5 法人税額を課税標準として課する市町村民税（以下「法人税額」という。）の標準税率は、百分の十とする。但し、標準税率をこえて課する場合においても、百分の十一をこえることができない。

6 法人税額の税率は、第三百二十一條の八に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。
第三百十四條を次のように改める。

(昭和二十六年度分の市町村民税に係るこの法律の規定の適用)
第三百十四條 昭和二十六年度分の市町村民税に限り、左の表の各項に掲げる條項の上欄に掲げる規定は、同表の下欄に掲げる規定にそれぞれ読み替へるものとする。

條 項	読み替へられる規定	読み替へる規定
第三百三條第一項	一月一日	昭和二十六年四月一日
第三百三條第二項	一月一日	昭和二十六年四月一日
第三百三條第三項	毎年二月十日	昭和二十六年四月二十日
第三百三條第三項	一月一日	昭和二十六年四月一日
第三百十五條第一項	所得税法第二十六條第一項の確定申告書	所得税法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二十号）による改正前の所得税法（改正前の所得税法）という。以下本條において同様とする。（第二十六條第一項の確定申告書又は同法第二十六條の二第一項の農業確定申告書
第三百十八條	当該年度の初日の属する年の一月一日	昭和二十六年四月一日
第三百二十一條の四第一項	同年四月十五日	昭和二十六年六月十五日
第三百二十一條の五第一項	四月十五日	昭和二十六年六月十五日
第三百二十一條の五第二項	四月十五日	昭和二十六年六月十五日
第三百二十一條の五第三項	四月十五日	昭和二十六年六月十五日

第三百十五條第一号中「又は同法第二十六條の二第一項の農業確定申告書」を削り、同條第二号中「若しくは農業修正確定申告書」を削り、同條第三号を第四号とし、第二号の次に第三号として次の一号を加える。

二 所得税法第二十六條第二項本文の規定によつて同條第一項に規定する確定申告書の提出を要しない者が課されるべき所得税を同法第三十八條第一項又は第四十條の規定によつて徴収すべき者がこれを徴収しなかつたとき、又は徴収した所得税額が過少であると認められるとき、第三百十八條及び第三百十九條を次のように改める。

(市町村民税の賦課期日)
第三百十八條 市町村民税（法人税割を除く）の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(市町村民税の徴収の方法)

第三百十九條 市町村民税の徴収にについては、第三百二十一條の三の規定によつて特別徴収の方法による場合又は第三百二十一條の八の規定（第三百二十一條の十の規定の適用がある場合を含む。）によつて申告納付の方法による場合を除く外、普通徴収の方法によらなければならない。

同條の次に次の一條を加える。

(市町村民税の普通徴収の手続)
第三百十九條の二 市町村民税を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において納税者に交付する徴税令書には、個人に係るも

のにあつては所得割額及び均等割額の合算額から第三百二十一條の四第一項の特別徴収税額（二以上の特別徴収義務者に徴収されている場合においては、その合計額とする。）を控除した額並びにこれらの算定の基礎を、法人に係るものにあつては均等割額を、それぞれ記載しなければならない。

2 前項の徴税令書のうち、特別徴収の方法によつて徴収される市町村民税がある納税者に係るものには、当該納税者が当該年度中途において給與の支拂を受けなくなつたこと等により市町村民税を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、第三百二十一條の四第一項の特別徴収税額のうちその特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額は普通徴収の方法によつて徴収されるものであることをあわせて記載しなければならない。

3 第一項の徴税令書は、遅くとも、納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

第三百二十條を次のように改める。
(普通徴収に係る市町村民税の納期)
第三百二十條 普通徴収の方法によつて徴収する市町村民税の納期は、個人に対して課するものにあつては六月、八月、十月及び一月中（均等割のみを課する場合にあつては、六月中）において、法人に対して課するものにあつては六月中において、それぞれ当該市町村の條例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

第三百二十一條第三項中「千分の五」を「百分の一」に改める。
同條の次に次の十四條を加える。
(普通徴収に係る市町村民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)
第三百二十一條の二 市町村長は、普通徴収の方法によつて徴収する市町村民税について第三百十四條の規定による申告があつた場合又は第三百二十五條の規定によつて所得税の更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課されるべきであつた市町村民税を賦課する必要を認めた場合においては、既に第三百十五條又は第三百十六條の規定を適用して市町村民税を賦課していた場合を除く外、直ちに不足税額（変更し、不足税額又は賦課されるべきであつた税額をいう。以下本條において同様とする。）を追徴しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村の徴税吏員は、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第三百二十條の各納期限（第三百二十二條の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間に及び、当該不足額が百円以上であるときは、これを切り捨てる。）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

3 市町村長は、納税者が第一項の規定によつて不足税額を追徴されたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(市町村民税の特別徴収)

第三百二十一條の三 市町村は、納税者が当該年度の初日の属する年の前年中において給與の支拂を受けた者であり、且つ、同日において給與の支拂を受けているものである場合においては、当該納税義務者に対して課する市町村民税の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定等)

第三百二十一條の四 市町村は、前條の規定によつて特別徴収の方法によつて市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同條の納税義務者に対して給與の支拂をしている者（他の市町村内において給與の支拂をしている者を含む。）のうち所得税法第三十八條第一項の規定によつて給與の支拂をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の條例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、当該年度の初日の属する年の

前年中に当該納税義務者に支拂われた給與所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（特別徴収税額）を、以下市町村民税について同様とする。）を特別徴収の方法によつて徴収する旨を、同年四月十五日までに、当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。

2 前項の場合においては、同一の納税義務者に対して給與の支拂をしている者が二以上あるときは、市町村は、当該市町村の條例によつてこれらの支拂をする者の全部又は一部を特別徴収義務者として指定しなければならない。この場合においては、特別徴収義務者として二以上の者を指定したときは、特別徴収税額をこれらの者が当該年度中にそれぞれ支拂うべき給與の額にあん分して、これを徴収させることができる。

(特別徴収税額の納入の義務等)
第三百二十一條の五 前條の特別徴収義務者は、同條の規定によつて四月十五日までに通知を受け取つた場合においては、当該通知に係る特別徴収税額の十二分の一の額（以下「月割額」という。）を給與の支拂をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負ふ。

2 前項の特別徴収義務者は、前條の規定によつてその者が徴収すべき特別徴収税額に係る市町村民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給與の支拂を受けないこととなつた場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月

(その事由が発生した日が当該年度の四月十五日前である場合においては、四月)以降の月割額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

3 前項の場合においては、特別徴収義務者は、同項の事由が発生した日の属する月の翌月の十日までに、地方財政委員会規則で定める様式によつて、給與の支拂を受けることとなつた納税義務者の氏名、その者に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に提出しなければならない。

4 前條の規定によつて、他の市町村内において給與の支拂をしていゝる者が特別徴収義務者として指定された場合においては、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該他の市町村内に所在する銀行その他の金融機関(郵便官署を含む)で当該市町村が指定して当該特別徴収義務者に通知したものに拂込むものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者が当該通知に係る金融機関に拂込んだ時に、当該市町村にその納入金の納入があつたものとみなす。

(特別徴収税額の変更)

第三百二十一條の六 市町村長は、第三百二十一條の四第一項の規定によつて特別徴収税額を通知した後において、当該特別徴収税額に誤があることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合

においては、直ちに当該特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税者に通知しなければならない。

2 特別徴収義務者が前項の通知を受け取つた場合においては、その通知を受け取つた日の属する月以後において徴収すべき月割額は、同項の規定によつて変更された額に基いて、当該市町村長が定めるところによらなければならない。(普通徴収税額への繰入)

第三百二十一條の七 市町村民税の納税者が給與の支拂を受けなくなつたこと等により市町村民税を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第三百二十條の納期がある場合においては、そのそれぞれ納期において、その日以後に到来する同條の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

2 前條第一項の規定によつて変更された特別徴収税額に係る市町村民税の納税者について、既に特別徴収義務者から当該市町村に納入された特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき特別徴収税額をこえる場合(徴収すべき特別徴収税額がない場合を含む)においては、当該過納又は誤納に係る税額は、第十七條の規定の例によつて

当該納税者に還付しなければならない。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、これに充当することができ。この場合においては、当該特別徴収義務者について第十七條の規定の適用はないものとする。

(法人税額の申告納付)

第三百二十一條の八 法人税法第十八條第一項、第十九條第一項又は第二十條第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、地方財政委員会規則で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税額額その他必要な事項を記載した申告書(法人税法第十九條第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六箇月の期間とする。以下法人税額額について同様とする。)中において有する事務所又は事務所所在地の市町村長に提出し、及びその申告した法人税額額を納付しなければならない。

2 法人税法第二十一條第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、地方財政委員会規則で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税額額その他必要な事項を記載した申告書(法人税法第十九條第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六箇月の期間とする。以下法人税額額について同様とする。)中において有する事務所又は事務所所在地の市町村長に提出し、及びその申告した法人税額額を納付しなければならない。

事務所又は事業所所在地の市町村長に提出し、及びその申告した法人税額額(当該課税標準の算定期間に係る法人税額額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。

3 法人税を納付する義務がない法人で前二項に規定する法人税法の規定による法人税に係る申告書を提出する義務があるものは、当該各項の規定に準じて法人税額に係る申告書を提出しなければならない。

4 前三項の法人は、法人税法第二十四條第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出した場合又は同法第三十二條の規定によつて更正若しくは決定の通知を受けた場合においては、当該修正申告書に因つて増加した法人税額又は同法第三十三條の規定によつて徴収される法人税額を納付すべき日までに、地方財政委員会規則で定める様式によつて、当該修正申告又は更正若しくは決定後の法人税額、これを課税標準として算定した法人税額額その他必要な事項を記載した申告書(その法人税額の課税標準の算定期間中において有する事務所又は事業所所在地の市町村長に提出し、及びその申告した法人税額額(当該課税標準の算定期間に係る法人税額額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。

2 法人税法第二十一條第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、地方財政委員会規則で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税額額その他必要な事項を記載した申告書(法人税法第十九條第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六箇月の期間とする。以下法人税額額について同様とする。)中において有する事務所又は事務所所在地の市町村長に提出し、及びその申告した法人税額額(当該課税標準の算定期間に係る法人税額額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。

(法人税額に係る虚偽の申告に關する罪)

第三百二十一條の九 前條第一項に規定する法人税法第十九條第一項但書又は同法第二十條第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が前條第一項の申告書又はこれに係る同條第四項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に對し、同項の罰金を科する。

(昭和二十六年一月一日の属する事業年度の法人税額の課税標準の特例)

第三百二十一條の十 昭和二十六年一月一日の属する事業年度の開始の日が昭和二十五年十二月三十一日以前である法人の当該事業年度中の法人税額に係る法人税額の課税標準は、第三百二十一條の八の規定にかかわらず、その法人税額をその法人税額の課税標準の算定期間の日数で除して得た額に、昭和二十六年一月一日からその法人税額の課税標準の算定期間の末日までの日数を乗じて得た額とする。

2 第三百二十一條の八に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日が昭和二十六年三月三十一日以前に到来する場合においては、

当該法人税額に係る法人税額の税率は、第三百十三條第六項の規定にかかわらず、昭和二十六年四月一日現在における税率による。

3 第三百二十一條の八各項の規定による申告書の提出期限及び納期限が昭和二十六年五月三十一日前に到来する場合においては、これらの期限は、当該各項の規定にかかわらず、同日とする。

(法人税額の更正及び決定)

第三百二十一條の十一 市町村長は、第三百二十一條の八の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る法人税額又はこれを課税標準として算定した法人税額がその調査によつて、法人税法の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額(確定法人税額)という。以下本項及び第二項において同様とする。若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税額と異なることを発見したとき、又は第三百二十一條の十四の規定によつて確定法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、納税者が前項の申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額及び法人税額を決定することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(法人税額の不足税額及びその延滞金の徴収)

第三百二十一條の十二 市町村の徴税吏員は、前條第一項又は第二項の規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正に因る不足税額又は決定に因る税額をいう。以下第二項において同様とする。)があるときは、同條第三項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第三百二十一條の八第一項又は第二項の納期限(同條第四項の規定による申告に係る法人税額に係る不足税額についても同條第一項又は第二項の納期限によるものとし、第三百二十一條の十の規定の適用がある場合は、同條第三項に規定する納期限によるものとする。なお、第三百二十二條の規定により納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間に於て、当該不足税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

(二)以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税額の申告納付)
第三百二十一條の十三 二以上の市町村において事務所又は事業所を

有する法人が第三百二十一條の八の規定(第三百二十一條の十の規定の適用がある場合を含む。)によつて法人税額を申告納付する場合においては、当該法人の法人税額を関係市町村に分割し、その分割した税額を課税標準とし、関係市町村ごとに法人税額を算定して、これを申告納付するとともに、関係市町村長に提出すべき申告書には、地方財政委員会規則の定めるところによつてその法人税額及びその分割に関する計算の基礎その他必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の規定による分割は、第三百二十一條の八に規定する法人税額の課税標準の算定期間中において有する関係市町村内各々の事務所又は事業所について、法人税額を当該期間に属する各月の末日現在に於ける従業者の数を合計した数にあん分して行つたものとする。

(二)以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税額の分割の修正)

第三百二十一條の十四 前條の場合において、申告書に記載された関係市町村ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の市町村長がこれを修正するものとする。

2 前條の場合において、申告書に記載された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なると認める関係市町村長は、前項の市町村長に対し、その修正を請求しなければならない。

3 第一項の市町村長は、前項の請求を受けた場合においては、その請求を受けた日から三十日以内に、前條の規定によつて関係市町村ごとに分割された法人税額の分割の基礎となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がある旨の決定をしなければならない。

4 第一項の市町村長は、同項又は前項の規定によつて法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がある旨の決定をした場合においては、遅滞なく、関係市町村長及び当該納税者にその旨を通知しなければならない。

(関係市町村長に不服がある場合の措置)
第三百二十一條の十五 前條第四項の通知に係る同條第一項の市町村長の処分不服がある市町村長は、道府県知事(関係市町村が二以上の道府県に係るときは、地方財政委員会)に対し、裁定を求め旨の申出をすることができる。

2 道府県知事又は地方財政委員会は、前項の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に、その裁定をしなければならない。

3 道府県知事又は地方財政委員会は、前項の裁定をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係市町村長及び当該納税者に通知しなければならない。

4 第二項の規定による道府県知事

の裁定に不服がある市町村長は、前項の通知を受けた日から三十日以内に地方財政委員会に訴願することができる。

5 第三項の通知を郵便をもつて発送した場合においては、その到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもちつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、市町村長が到達した日を立証し得るときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とみなす。

6 第四項の訴願の提起に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通達の日数は、同項の期間に算入しない。

7 地方財政委員会は、第四項の訴願を受理した場合においては、その日から六十日以内にその判決をしなければならない。

8 地方財政委員会は、前項の判決をした場合においては、遅滞なく、その旨を市町村長に通知しなければならない。

9 第二項の規定による地方財政委員会の裁定又は第十項の規定による地方財政委員会の判決について違法又は錯誤があると認める市町村長は、その裁定又は判決の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に訴願することができる。

第三百二十二條中「納税者」の下に「又は特別徴収義務者」を加え、同條に次の但書を加える。
但し、特別徴収義務者に対する納期限の延長の期間は、三十日をこえることができない。

納期限の延長の期間は、三十日をこえることができない。

第三百二十三條に次の但書を加える。

但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

第三百二十四條第一項中「市町村民税」の下に「(法人税割に就いては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額を課税標準として算定したものとし、第三百二十一條の八第一項の規定(第三百二十一條の十の規定の適用がある場合を含む。))」によつて法人税法第十九條第一項但書又は同法第二十條第一項の規定による法人税に係る申告を提出する義務がある法人が第三百二十一條の八第一項の申告又はこれに係る同條第四項の申告によつて納付すべきものを除く。」を加える。

同條第二項中「前項の免かれた税額」を「第一項の免かれた税額又は前項の納入しなかつた金額」に、「同項」を「当該各項に」、「その免かれた税額」を「その免かれた税額又は納入しなかつた金額」に改め、同條第三項及び第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 第三百二十一條の五第一項の規定によつて徴収して納入すべき市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

中「所得税」の下に「又は法人税」を加える。

第三百二十六條を次のように改める。

第三百二十六條 創除

第三百二十七條を次のように改める。

(納期限後に納付し、又は納入する市町村民税に係る延滞金)

第三百二十七條 市町村民税の納税者又は特別徴収義務者は、第三百二十條の納期限若しくは第三百二十一條の八第一項若しくは第三百二十一條の各納期限(第三百二十一條の十の規定の適用がある場合は、同條第三項の納期限)後にその税金を納付する場合、第三百二十一條の八第四項の規定による申告に係る税金を納付する場合又は第三百二十一條の五第一項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、それぞれこれらの税額又は納入金額に、その納期限(第三百二十一條の八第四項の規定による申告に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同條第一項又は第二項の納期限(第三百二十一條の十の規定の適用がある場合は、同條第三項の納期限)とし、第三百二十二條の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付又は納入の日までの期間に及び、当該金額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨て)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しななければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2 市町村長は、納税者が第三百二十條の納期限までにその税金を納付しなかつたこと、又は特別徴収義務者が第三百二十一條の五第一項の納期限までにその納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

第三百二十八條の見出し中「賦課の救済」を「賦課等の救済」に改め、同條第一項を次のように改める。

市町村民税の賦課を受けた者(第三百二十一條の二第一項の規定によつて不足税額を追徴されることとなつた者を含む。、第三百二十一條の四第一項の規定によつて特別徴収税額の通知を受けた者(第三百二十一條の六第一項の規定によつて変更の通知を受けた者を含む。、第三百二十一條の十一第三項の規定によつて更正又は決定の通知を受けた者又は第三百二十一條の十四第四項の規定によつて法人税額の分割の基準となる従業者数について修正の通知を受けた法人は、当該賦課、特別徴収税額の決定若しくは変更、更正若しくは決定又は修正について違法又は錯誤があると認める場合においては、徴税令書の交付を受けた日(納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日)又は通知を受けた日から三十日以内に市町村長に異議の申立をする事ができる。

同條第二項中「前項の徴税令書」を「第一項の徴税令書又は通知」に改め、「徴税令書の交付の下に」又は通知を加え、同條第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、第二項を第四項とし、以下二項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項及び第三項として次の二項を加える。

2 前項の場合において、第三百二十一條の十四の規定による法人税額の分割の基準となる従業者数の修正に係る異議の申立は、主たる事務所又は事業所所在地の市町村長にするものとする。

3 前二項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第三百二十九條第一項中「納税者が納期限を納税者(特別徴収の方法によつて市町村民税を徴収される納税者を除く。以下本款において同様とする。又は特別徴収義務者が納期限(第三百二十一條の十一の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をい、第三百二十二條の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下市町村民税について同様とする。)」に改め、同條第二項中「納付」の下に「又は納入」を加える。

第三百三十一條第一項中「税金」の下に「又は納入金」を加え、同條第三項中「前項」を「第二項」に改め、第八項中「第六項」を「第七項」に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第三百三十二條第一項及び第二項中「納税者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改め、同條第三項中「納税者に対する滞納処分」を「納税者又は特別徴収義務者に対する滞納処分」に、「納税者又は」を「納税者若しくは特別徴収義務者又は」に改める。

第三百三十四條中「納税者」の下に「又は特別徴収義務者」を加える。

第三百三十五條第一項各号列記以外の部分中「市町村民税額」の下に「又は市町村民税に係る納入金額」を加え、同條第二項中「税金」の下に「又は納入金」を加え、同條第二項中「税金」の下に「又は納入金額」を加える。

第三百四十三條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、所有者として登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、又は所有者として登録されている法人が同日前に消滅しているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

第三百四十四條から第三百四十七條までを次のように改める。

第三百四十八條第二項中第七号を次のように改める。

七 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の規定によつて国宝、重要文化財、特別史蹟、特別名勝、名勝、特別天然記念物若しくは天然記念物として指定され、若しくは旧重要美術品として指定されているもの。

術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第二條第一項の規定により認定された家屋又はその敷地
第三百五十一條を次のように改める。
（固定資産税の免税点）

第三百五十一條 市町村は、同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産の固定資産税台帳に登録された価格の合計額が土地又は家屋にあつてはそれぞれ一万円、償却資産にあつては三万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができない。但し、財政上その他の特別の必要がある場合においては、当該市町村の條例の定めるところによつて、その価格の合計額がそれぞれ一万円又は三万円に満たないときであつても、固定資産税を課することができない。

第三百五十二條第一項中「及び第八項」、「及び昭和二十六年度分」及び「土地、家屋又は」を削り、「第四百十一條第二項から第四百十三條まで」を「第四百十一條第二項又は第三項」に改め、「それぞれ」を削り、同條第二項中「第四百十三條第一項を」を「第四百十三條」に改め、「特別の必要がある場合においては、」の下に「当該市町村の條例の定めるところによつて、」を加え、同條第三項を次のように改める。
3 前條の規定は、第三百六十四條第八項の規定によつて徴収する昭和二十六年度分の固定資産税について準用する。この場合において、

て、前條の規定中「固定資産課税台帳に登録された価格」とあるのは、「第四百十二條の規定の例によつて定められる価格、第四百十三條の規定の例によつて定められる価格又は第四百十一條第二項若しくは第三項の規定による価格」と読み替へるものとする。

第三百五十七條第三項中「前項を」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。
3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第三百六十一條を次のように改める。
第三百六十一條 削除
第三百六十二條中「六月、八月及び十一月を、七月、十二月及び二月」に改める。
第三百六十三條第一項中「六月、八月及び十一月を、七月、十二月及び二月」に改め、同條第二項中「十一月を、七月、十二月及び二月」に、「十二月」を「六月、九月及び十二月」に改める。

第三百六十四條第八項中「定められる価格、」の下に「農地に対して課する固定資産税にあつては第四百十三條の規定の例によつて定められる価格及び」を加え、「農地に対して課する固定資産税にあつては第四百十三條第二項の価格を課税標準として算定した額」を削り、同條第九項中「（農地に対して課する部分を除く。）」を削り、同條第十一項第一号中「定められた価額、」の下に「農地

に対して課する固定資産税にあつては第四百十三條の規定の例によつて定められた価額及び」を加え、「及び農地に対して課する固定資産税にあつては第四百十三條第二項の規定による価額及び」を農地に対して課する部分を除く。を削り、同條第十一項第一号中「定められた価額、」の下に「農地

に対して課する固定資産税にあつては第四百十三條第二項の規定による価額及び」を農地に対して課する部分を除く。を削り、同條第十一項第一号中「定められた価額、」の下に「農地

に対して課する固定資産税にあつては第四百十三條第二項の規定による価額及び」を農地に対して課する部分を除く。を削り、同條第十一項第一号中「定められた価額、」の下に「農地

定によつて徴収すべき固定資産税については、第一項の規定による滞納処分を行う場合においても、昭和二十六年九月三十日までは、公売をすることができない。
第三百七十八條及び第三百七十九條を次のように改める。
第三百七十八條及び第三百七十九條 削除
第三百八十一條第一項中「第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する土地については、その使用者の住所及び氏名」を「第三百四十三條第二項後段の場合にあつては、現にその土地を所有する者の住所及び氏名」に改め、同條第二項中「（第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する土地については、その所有者及び使用者）」を削り、同條第三項中「第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する家屋については、その使用者の住所及び氏名」を「第三百四十三條第二項後段の場合にあつては、現にその家屋を所有する者の住所及び氏名」に改め、同條第四項中「（第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する家屋については、その所有者及び使用者）」を削り、同條第五項中「（第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する償却資産については、その所有者及び使用者）」及び「取得年月日、耐用年数を削る。」

第三百八十三條第一項中「地方財政委員会を」を「道府県知事又は地方財政委員会に、」取得年月日、取得時期、取得価額、」に、「一月十日を、一月三十日に改め、同條第二項中「一月十日」を「一月三十一日」に改める。
第三百八十六條第三項中「前項を」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。
3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第三百八十九條の見出しを「道府県知事又は地方財政委員会の評価の権限」に改め、同條第一項中各号列記以外の部分を次のように改める。
道府県知事（関係市町村が二以上の道府県に係るときは、地方財政委員会、以下本條、第三百九十三條、第三百九十四條第一項、第三百九十八條から第四百條まで及び第四百十七條第二項において同様とする。）は、左の各号に掲げる固定資産について、前條第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて、毎年一月一日現在における価格による評価を行つた後当該固定資産が所在するものとされる市町村及びその価格を決定し、決定した価格を当該市町村に配分し、毎年二月末日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

同條第四項中「地方財政委員会を」を「道府県知事に改め、同條第五項中「地方財政委員会は、」を「道府県知事は、」に改める。
第三百九十一條第一項中「二月五日」を「二月末日」に改める。
第三百九十三條の見出し中「地方財政委員会を」を「道府県知事又は地方

定によつて徴収すべき固定資産税については、第一項の規定による滞納処分を行う場合においても、昭和二十六年九月三十日までは、公売をすることができない。
第三百七十八條及び第三百七十九條を次のように改める。
第三百七十八條及び第三百七十九條 削除
第三百八十一條第一項中「第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する土地については、その使用者の住所及び氏名」を「第三百四十三條第二項後段の場合にあつては、現にその土地を所有する者の住所及び氏名」に改め、同條第二項中「（第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する土地については、その所有者及び使用者）」を削り、同條第三項中「第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する家屋については、その使用者の住所及び氏名」を「第三百四十三條第二項後段の場合にあつては、現にその家屋を所有する者の住所及び氏名」に改め、同條第四項中「（第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する家屋については、その所有者及び使用者）」を削り、同條第五項中「（第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する償却資産については、その所有者及び使用者）」及び「取得年月日、耐用年数を削る。」

第三百八十三條第一項中「地方財政委員会を」を「道府県知事又は地方財政委員会に、」取得年月日、取得時期、取得価額、」に、「一月十日を、一月三十日に改め、同條第二項中「一月十日」を「一月三十一日」に改める。
第三百八十六條第三項中「前項を」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。
3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第三百八十九條の見出しを「道府県知事又は地方財政委員会の評価の権限」に改め、同條第一項中各号列記以外の部分を次のように改める。
道府県知事（関係市町村が二以上の道府県に係るときは、地方財政委員会、以下本條、第三百九十三條、第三百九十四條第一項、第三百九十八條から第四百條まで及び第四百十七條第二項において同様とする。）は、左の各号に掲げる固定資産について、前條第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて、毎年一月一日現在における価格による評価を行つた後当該固定資産が所在するものとされる市町村及びその価格を決定し、決定した価格を当該市町村に配分し、毎年二月末日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

同條第四項中「地方財政委員会を」を「道府県知事に改め、同條第五項中「地方財政委員会は、」を「道府県知事は、」に改める。
第三百九十一條第一項中「二月五日」を「二月末日」に改める。
第三百九十三條の見出し中「地方財政委員会を」を「道府県知事又は地方

日」を「一月三十一日」に改め、同條第二項中「一月十日」を「一月三十一日」に改める。
第三百八十六條第三項中「前項を」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。
3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。
第三百八十九條の見出しを「道府県知事又は地方財政委員会の評価の権限」に改め、同條第一項中各号列記以外の部分を次のように改める。
道府県知事（関係市町村が二以上の道府県に係るときは、地方財政委員会、以下本條、第三百九十三條、第三百九十四條第一項、第三百九十八條から第四百條まで及び第四百十七條第二項において同様とする。）は、左の各号に掲げる固定資産について、前條第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて、毎年一月一日現在における価格による評価を行つた後当該固定資産が所在するものとされる市町村及びその価格を決定し、決定した価格を当該市町村に配分し、毎年二月末日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

財政委員会に改め、同條中「地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改め、「(第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する場合においては、その使用者)」を削る。

第三百九十四條の見出し中「地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改め、同條第一項中「地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に、「一月十日」を「一月三十一日」に改める。

第三百九十五條の見出し中「地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改める。

第三百九十六條の見出し中「地方財政委員会事務局の職員」を「道府県の職員及び地方財政委員会事務局の職員」に改め、同條第一項中各号列記以外の部分を次のように改める。

第三百八十九條第一項の規定による固定資産の価格の決定に関する調査、第四百一條第四号の助言又は第四百十九條第一項の勧告のために必要がある場合においては道府県の職員で道府県知事が指定する者、第三百八十八條第二項第四号の助言又は第三百八十九條第一項若しくは第三百九十一條第一項の規定による固定資産の価格の決定に関する調査のために必要がある場合においては地方財政委員会事務局の職員で地方財政委員会委員長が指定する者は、それぞれ左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第三百九十七條第一項第三号中

「地方財政委員会事務局の職員」を「道府県の職員又は地方財政委員会事務局の職員」に改める。

第三百九十八條の見出し中「地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改め、同條第一項中「地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改め、「(第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する場合においては、その使用者)」を削り、「三十日以内」の下に「、それぞれ」を加え、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第三項及び第十項中「地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改め、第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第三百九十九條中「地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改め、同條第一項中「地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改める。

第四百一條第一項中「地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改める。

第四百四條第四項及び第五項を次のように改める。

4 市町村は、固定資産税を課される固定資産が少い場合において、第一項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる。

第四百十條第一項中「二月五日」を「二月末日」に改める。

第四百十一條第一項中「(第四百十三條第二項の規定の適用がある場合においては、農地を除く。)」を削り、「二月五日」を「二月末日」に改める。

第四百十三條第二項を削る。

第四百十五條第一項中「二月六日」を「三月一日」に、「同月十五日」を「同月十日」に、「二月十六日」を「三月十一日」に改める。

第四百十七條中「第三百四十五條」を削り、「若しくは第三百八十四條」を「届出若しくは申告」を「申告」に改め、「又は第三百九十四條の規定によつて地方財政委員会に申告をする義務がある者」を削り、同條に次の二項を加える。

2 道府県知事又は地方財政委員会は、第三百九十四條の規定によつて道府県知事又は地方財政委員会に申告をする義務がある者がそのすべき申告をしなかつたこと又は虚偽の申告をしたことにより、固定資産の価格の決定がなされなかつたことを発見した場合においては、直ちに類似の固定資産の価格と均衡を失しないように当該固定資産の価格を決定するとともに、第三百八十九條第一項各号に掲げる固定資産については当該固定資産が所在するものとされ、且つ、当該決定に係る価格が配分されるべきであつた市町村を、第三百九十一條第一項の規定に該当する固定資産に配分されるべきであつた市町村を、それぞれ決定し、その決定した価格を当該市町村に配分し、その配分に係る固定資産及びその配

分した価格を当該市町村の長に通知しなければならない。この場合においては、遅滞なく、その旨を当該固定資産の所有者に通知しなければならない。

3 第三百八十九條第二項から第五項まで及び第三百九十一條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

第四百十八條中「三月」を「四月」に改める。

第四百十九條第三項中「二十日」を「十日」に改める。

第四百二十二條中「遅滞なく」を「一月以内に」に改める。

第四百二十三條を次のように改める。

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第四百二十三條 固定資産課税台帳に登録された事項(土地台帳又は家屋台帳に登録された事項を除く。)に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は、三人とする。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民で市町村税の納税義務がある者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合においては当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわら

ず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。

5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合においては事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、三年とする。

7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによつて、委員会の会議への出席日数に應じ、手当を受けることができる。

8 固定資産評価審査委員会において処理すべき事務が多いと認めるときは、第二項の規定にかかわらず、当該市の条例の定めるところによつて、その委員の定数を十五までに増加し、及び固定資産評価審査委員会を委員三人をもつて組織する部会に分ち、その部会に固定資産評価審査委員会の職務を行わせることができる。

第四百二十四條に次の一項を加える。

2 前條第八項の規定によつて部会を設けた市においては、当該部会をもつて固定資産評価審査委員会となして前項の規定を適用する。

第四百二十六條に次の一号を加える。

五 当該市町村の住民でなくなつた者

第四百二十八條第一項中「二月六日から三月十五日」を「三月一日から

の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第六百五十六條第一項中「六月以下の懲役又は五千円以下の罰金」を「三千円以下の罰金」に改める。

第六百五十七條第一項中「一年以下の懲役若しくは一万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。」を「五千円以下の罰金又は科料に処する。」に改め、同條第二項但書を削る。

第六百六十一條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第六百六十四條第三項中「前項」を「第二項」に改め、第八項中「第六項」を「第七項」に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第六百六十八條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第六百七十八條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第六百八十三條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第六百九十二條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第六百九十五條第三項中「前項」を「第二項」に改め、第八項中「第六項」を「第七項」に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百三條の二 国民健康保険を行

う市町村は、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課すること

ができる。

2 国民健康保険税の標準課税総額は、当該年度の初日における療養の給付に要する費用の総額の見込額の百分の七十に相当する額とする。

3 前項の標準課税総額は、所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額とする。

4 前項の所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の標準課税総額に対する標準割合は、それぞれ百分の四十、百分の十、百分の三十五及び百分の十五とする。

5 国民健康保険税の納税義務者に對する課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。但し、課税額は、一万五千円をこえることができない。

6 前項の所得割額は、所得割総額を第二百九十二條第四号但書の課税所得金額にあん分して算定する。但し、第二百九十二條第四号但書の課税所得金額にあん分して算定することが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の条例の定めるところによつて、市町村民税の所得割額にあん分して算定することができ

る。

7 第五項の資産割額は、資産割総額を固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額にあん分して算定する。

8 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつてその世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合においては、当該世帯主を第一項の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険

税を課する。この場合において

は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該世帯主の所得割額及び均等割額を減額することが

できる。

第七百一十一條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百一十六條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

税を課する。この場合において

は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該世帯主の所得割額及び均等割額を減額することが

できる。

第七百一十一條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百一十六條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百二十五條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百二十八條第三項中「前項」を「第二項」に改め、第八項中「第六項」を「第七項」に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百四十七條の次に次の一條を加える。

第七百四十條に次の一項を加える。

2 前項の場合において昭和二十六年十二月三十一日以前に解散した法人で同日までに清算が終了しな

いものがあるときは、その結了の日の属する事業年度分まで昭和二十六年年度分の事業税について適用された規定の例によつて事業税を課するものとする。

第七百四十五條の見出し中「行

事業を個人が行ふ事業」に改め、同條第一項及び第二項中「事業を行ふ者」を「事業を行ふ個人」に改め、同條第二項中「前項の道府県知事の定めるところによる。」を「地方財政委員会規則の定めるところによつて、前項の道府県知事が関係道府県内に所在する事務所又は事業所について同項の所得金額の総額を当該事務所又は事業所の従業者の数にあん分して定める。この場合において、従業者の数は、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数とする。」に改める。

同條第四項中「異議の申立をする

ことができる。」を「前項の通知を付した日から三十日以内に異議の申立をすることができる。」に改め、同條第五項中「第三項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならぬい。」を「文書をもつてしなければならぬ。」に改め、同條第七項中「更正を」を「変更」に改める。

第七百四十七條の次に次の一條を加える。

第七百四十七條の次に次の一條を加える。

第七百四十七條の次に次の一條を加える。

第七百四十七條の次に次の一條を加える。

第七百四十七條の次に次の一條を加える。

第七百四十七條の次に次の一條を加える。

(二) 二種の事業をあわせて行つた場合における事業税額の算定)
第七百四十七條の二 個人が第一種事業と第二種事業とをあわせて行つた場合においては、その納付すべき事業税の課税標準とすべき所得金額は、これらの事業を通じて算定するものとし、この場合における事業税額は、所得金額をこれらの事業のそれぞれの総売上金額にあん分した額に当該事業に対する各税率を適用して得た額の合算額とする。

第七百五十一條を次のように改める。
(事業税の徴収の方法)
第七百五十一條 事業税の徴収については、個人の行つた事業に対するものにあつては普通徴収の方法により、法人の行つた事業に対するものにあつては申告納付の方法によらなければならない。
同條の次に次の一條を加える。
(個人の事業税の徴収の手続)
第七百五十一條の二 事業税を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において納税者に交付すべき徴税令書は、遅くとも、その納期限前十日までには納税者に交付しなければならない。

第七百五十二條の見出し中「事業税」を「個人の事業税」に改め、同條中「事業税の納税義務者」を「個人の行つた事業に対する事業税の納税義務者(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行つた者を除く。に改める。
同條の次に次の一條を加える。

(二) 以上の道府県において事業を行つた個人の申告又は報告の義務)
第七百五十二條の二 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行つた個人は、事業税の賦課徴収に關し地方財政委員会規則で定める事項を關係道府県知事に申告し、又は報告しなければならない。
第七百五十三條の見出し中「事業税」を「個人の事業税」に改め、同條第一項中「前條」を「第七百五十二條又は前條」に改め、同條第二項中「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人又は人の代理人又は人の業務に、法人又は人に對し」を「人に對し」に改める。
第七百五十四條の見出し中「事業税」を「個人の事業税」に改め、同條第一項中「事業税の納税義務者」を「個人の行つた事業に対する事業税の納税義務者」に改め、「第七百五十二條の下に」又は「第七百五十二條の二」を加える。
同條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。
3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。
同條の次に次の四條を加える。
(法人の事業税の申告納付)
第七百五十四條の二 事業税の納税義務がある法人は、左の各号に掲げる所得(第七百四十九條第一項の事業を行つたものにあつては、收入金額とする。以下法人の行つた事業に対する事業税について同様とする。)
1 各事業年度の所得について、各事業年度の終了の日から二月
2 解散した場合の清算所得について、残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間、但し、残余財産を数回に分けて分配する場合においては、そのたびごとに各分配に係る残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間
3 合併した場合の清算所得については、合併の日から二月
4 前項第一号の場合に於いて法人がすべき申告納付は、確定した決算に基いてしなければならない。但し、災害その他やむを得ない事由に因つて決算が確定しないため同号の期間内に申告納付することができない場合においては、地方財政委員会規則で定める手続によつて、事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行つた法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)の承認を受けて、その決算確定の日から二十日以内に申告納付することができる。
5 第一項の場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、地方財政委員会規則の定める様式によつて、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及びその所在地並びに所得金額(第七百四十九條第一項の事業を行つた法人にあつては、收入金額とする。以下法人の行つた事業に対する事業税について同様とする。)
6 又は清算所得金額及び事業税額を記載するとともに、これに財産目録、貸借対照表、損益計算書、貸借対照表若しくは損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるものをいう。
7 又は清算に關する計算書及び当該事業年度の所得金額又は清算所得金額に關する計算書を添付しなければならない。
8 事業を行つた法人は、各事業年度において納付すべき事業税がない場合においても、前三項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。
9 外国法人に對する第一項から第五項まで、第七百六十三條の六第二項、第七百六十三條の七第一項から第四項まで及び第六項並びに第七百六十四條第五項の規定の適用については、これらの規定中主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事とあるのは、この法律の施行地において行つた事業の經營の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事とする。
(法人の事業税の修正申告納付)
第七百五十四條の三 前條の規定によつて申告書を提出した法人は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、地方財政委員会規則で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。
(法人の代表者等の自署及び押印の義務)
第七百五十四條の四 第七百五十四條の二の規定による申告書又は前條の規定による修正申告書(申告書等)という。以下本條及び第七百五十四條の五において同様とする。に於いては、法人の代表者(二人以上の者が共同して法人を代表する場合においては、その全員)が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。但し、法人の代表者が二人以上ある場合(二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。に於いては、これらの者のうち、社長、理事長、事務取締役、常務取締役その他の者で申告書等の作成の時に於いて法人の業務を主宰している者が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。
2 前項の申告書等には、同項の代表者の外、法人の役員及び職員のうち申告書等の作成の時に於いて当該法人の經理に關する事務の主席の責任者である者が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。この場合において、その申告書等の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書等に記載しなければならない。
3 前二項の規定によつて申告書等に自署し、且つ、自己の印を押すべき者は、外国法人にあつては、この法律の施行地にある資産又は

事業の管理又は経営の責任者及び当該資産又は事業に係る経理に關する業務の上席の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該資産又は事業の管理又は経営の責任者に対して適用があるものとする。

4 前三項の規定による自署及び押印の有無は、第一項の申告書等による申告の効力に影響を及ぼすものではない。

(法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪)

第七百五十四條の五 前條第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書等の提出があつた場合においてその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

第七百五十九條第三項中「前項を」を「第二項に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第七百六十二條の次に次の一條を加える。

(法人の事業税の更正及び決定)

第七百六十二條の二 道府県知事は、第七百五十四條の二の規定による申告書又は第七百五十四條の三の規定による修正申告書の提出があつた場合において、当該申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なる

るときは、これを更正することができる。

2 道府県知事は、納税者が申告書の提出期限までにこれを提出しなかつた場合においては、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 道府県知事は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合、又は過少であり、且つ、過少であることが納税者の詐偽その他不正の行為に因るものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。第七百六十三條の見出し中「事業税を」個人「の事業税」に改め、同條第一項中「事業税」を「個人の行う事業に対する事業税」に改め、同條第二項中「納税者」を「前項の納税者」に改める。

同條の次に次の八條を加える。

(法人の事業税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第七百六十三條の二 道府県の徴税吏員は、第七百六十二條の二第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定に因る税額をいう。以下法人の行う事業に対する事業税について同様とする。)があるときは、同條第四項の通知をした日から一

日を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第七百五十四條の二の納期限(第七百六十一條の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下法人の行う事業に対する事業税について同様とする。)の翌日から納付の日までの期間に應じ、当該不足税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合には、この限りでない。

3 道府県知事は、納税者が第七百六十二條の二第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事由があることを認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に納付する法人の事業税の延滞金)

第七百六十三條の三 法人の行う事業に対する事業税の納税者は、第七百五十四條の二の納期限後にその税金(第七百五十四條の三の規定による修正に因り増加した税額を含む。以下本條において同様とする。)を納付する場合においては、その税額に当該税額に係る納期限の翌日から納付の日までの期間に應じ、当該税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨て

る。)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合には、この限りでない。

2 道府県知事は、納税者が第七百五十四條の二の納期限までにその税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(法人の事業税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百六十三條の四 申告書の提出期限までにその提出があつた場合においては、第七百六十二條の二第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告書の申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合においては、当該更正に因る不足税額及び当該修正申告に因つて増加した税額が二千円以上であるときは、その税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 左の各号の一に該当する場合においては、道府県知事は、第一号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて、第二号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたこと及び更正又は修正申告前の申告又は修正

正申告に係る課税標準額又は税額に誤があつたことについて、第三号又は第四号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な事由がないと認めるときは、当該各号に掲げる税額が千円以上であるときは、その税額に、当該各号に掲げる期限に應じ、その期間が一月以内の場合においては百分の十の割合、一月をこえ二月以内の場合においては百分の十五の割合、二月をこえ三月以内の場合においては百分の二十の割合、三月をこえ四月以内の場合においては百分の二十五の割合をそれぞれ乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。但し、不申告加算金額が百円未満である場合には、これを徴収しない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合においては、当該申告に係る税額について、その期限の翌日から当該申告書の提出の日までの期間

二 前号の規定に該当する場合において第七百六十二條の二第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に因る不足税額又は当該修正申告に因り増加した税額について、前号に規定する期間

三 第七百六十二條の二第二項の規定による決定があつた場合においては、当該決定に因る不足税額について、申告書の提出期限の翌日から同條第四項の規定

による決定の通知をした日までの期間

四 前号の規定に該当する場合において第七百六十二條の二第三項の規定による更正があつたときは、当該更正に因る不足税額について、申告書の提出期限の翌日から同條第四項の規定による更正の通知をした日までの期間

3 道府県知事は、申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告の提出があつた場合において、その提出が当該納税者に係る事業税額について道府県知事の調査による決定又は更正があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、当該修正申告に係る過少申告加算金額を徴収せず、又は当該申告に係る税額若しくは当該修正申告に因り増加した税額にそれぞれ百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不申告加算金額から減額する。

4 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(法人の事業税の重加算金)

第七百六十三條の五 前條第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づ

いて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の過少申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき更正に因る不足税額又は修正に因り増加した税額が二百円以上であるときは、その不足税額又は修正に因り増加した税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前條第二項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額の外、その計算の基礎となつた税額が二百円以上であるときは、その税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

一 前條第二項第一号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

二 前條第二項第二号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したこと。

三 前條第二項第三号又は第四号の規定に該当する場合において

は、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

3 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において申告書又は修正申告書の提出について前條第三項に規定する事由があるときは、当該申告に係る税額又は当該修正申告に因り増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の申告納付)

第七百六十三條の六 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が第七百五十四條の二又は第七百五十四條の三の規定によつて事業税を申告納付し、又は修正申告納付する場合においては、当該事業に係る所得金額又は清算所得金額の総額を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係道府県ごとに事業税額を算定して、これを申告納付し、又は修正申告納付するとともに、所得金額又は清算所得金額の総額に関する計算書及び分割に関する明細書を関係道府県知事に提出しなければならない。こ

の場合においては、所得金額又は清算所得金額の総額及びこれを関係道府県に分割した額を申告書又は修正申告書に記載しなければならない。

2 前項の場合においては、当該事業を行う法人は、同項の規定によつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出した書類の写を当該道府県知事を經由して地方財政委員会に提出しなければならない。

3 第一項の規定による分割は、第七百五十四條の二又は第七百五十四條の三に規定する申告書又は修正申告書に記載された関係道府県内に所在する事務所又は事務所に於いて電気供給業、ガス供給業、運送業のうち地方鉄道事業及び軌道事業並びに倉庫業にあつては所得金額又は清算所得金額の総額の二分の一を当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、他の二分の一を当該事務所又は事業所の従業員の数にあん分して行い、その他の事業にあつては所得金額又は清算所得金額の総額を当該事務所又は事業所の従業員の数にあん分して行ふものとする。

4 前項の場合において、固定資産の価額は、事業年度(清算所得金額については、解散の日)の属する事業年度の末日現在における価額とし、従業員の数は、事業年度に属する各月の末日現在における従業員の数を合計した数とする。

5 第三項の場合において、固定資産の価額は、事業年度中に固定資産の全部又は一部が地震、水火

災その他の事由に因り滅失し、又はその所在が他の道府県に移動したときは、前項の規定にかかわらず、事業年度に属する各月の末日現在における価額の合計額とする。

6 法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて、電気供給業、ガス供給業、運送業のうち地方鉄道事業及び軌道事業並びに倉庫業その他の事業とをあわせて行う場合における第三項の規定の適用については、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割の方法によつて当該法人の事業の所得金額又は清算所得金額を分割するものとする。

7 この法律に定めるものを除く外、所得金額又は清算所得金額の分割について必要な事項は、地方財政委員会規則で定める。

(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う場合の申告納付に関する更正又は決定)

第七百六十三條の七 前條第一項の所得金額若しくは清算所得金額の総額又は関係道府県ごとに分割された若しくは分割されるべき所得金額若しくは清算所得金額について第七百六十二條の二第一項から第三項までの規定によつてすべき更正又は決定は、地方財政委員会の指示に基づいて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行う。

2 関係道府県知事は、前條第一項の所得金額若しくは清算所得金額の総額又は関係道府県ごとに分割

された若しくは分割されるべき所得金額若しくは清算所得金額の更正又は決定の必要があると認められた場合には、その事由を記載した書類を添えて、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に經由して地方財政委員会に申し、その指示を請求しなければならぬ。この場合において、所得金額又は清算所得金額の更正に関する指示の請求は、更正されるべき所得金額又は清算所得金額に係る事業税の申告書又は修正申告書を受理した日から三十日以内にしなければならない。

3 主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、前項の請求に係る書類を受け取つた場合においては、その書類を受け取つた日から三十日以内に、その意見を附けて、これを地方財政委員会に送付しなければならない。

4 地方財政委員会は、前項の書類及び意見の送付を受けた場合において、前條第一項の所得金額若しくは清算所得金額の総額又は関係道府県ごとに分割された若しくは分割されるべき所得金額若しくは清算所得金額の更正又は決定の必要があると認められた場合においては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に對し、その更正又は決定の指示をしなければならぬ。この場合においては、更正又は決定の必要がないと認められたときは、その旨を通知しなければならない。

5 前項の指示又は通知は、第三項の書類及び意見の送付を受けた日から二月以内にしなければならない。但し、特別の事情がある場合においては、この限りでない。

6 主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、第一項又は第四項の指示を受けた場合においては、前條第一項の所得金額若しくは清算所得金額の総額又は関係道府県ごとに分割された若しくは分割されるべき所得金額若しくは清算所得金額を更正し、又は決定し、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、地方財政委員会に報告しなければならない。この場合においては、関係道府県知事が課すべき事業税に係る更正又は決定は、それぞれ関係道府県知事がした更正又は決定とみなす。

(事業税に係る地方財政委員会事務局の職員の質問検査権)
第七百六十三條の八 第七百四十五條第七項又は前條の場合において、地方財政委員会事務局の職員で地方財政委員会委員長が指定する者は、事業税の課税標準の変更に更正若しくは決定並びにその分割の調査のために必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があるものと認められる者
二 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
三 前二号に掲げる者以外の者で当該事業税の賦課徴収に關し直接関係があると認められる者

3 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならぬ。

(地方財政委員会事務局の職員の行方検査拒否等に関する罪)
第七百六十三條の九 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前條第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
二 前條第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者
三 前條の規定による地方財政委員会事務局の職員の質問に對し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

第七百六十四條の見出し中「事業税の賦課等」を「事業税の賦課等」に改め、同條第二項中「前項の徴税令書」を「第一項の徴税令書又は第二項の通知」に改め、「同項の徴税令書の交付」を「第一項の徴税令書の交付又は第二項の通知」に改め、「徴税令書の交付の下に」又は「通知」を加え、同條第三項、第五項及び第七項中「第一項の下に」及び「第二項」を加え、第二項を第六項とし、以下四項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項から第五項までとして次の四項を加える。

2 第七百六十二條の二又は第七百六十三條の四若しくは第七百六十三條の五の規定によつて更正若しくは決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の通知を受けた者は、当該更正若しくは決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定について違法又は錯誤があると認める場合においては、その通知を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3 前項の場合において、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得金額又は清算所得金額の更正又は決定に係る異議の申立は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事にするものとする。

4 第一項又は第二項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

5 第三項の規定によつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事にすべき第二項の規定による異議の申立に對する当該道府県知事の決定は、地方財政委員会の指示に従つてしなければならない。

第七百六十七條第三項中「前項」を「第二項」に改め、第八項中「第六項」を「第七項」に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第七百七十八條第二項中「前項の道府県知事の定めるところによる」を「地方財政委員会規則の定めるところによつて、前項の道府県知事が関係道府県内に所在する業務所又は事務所について同項の所得金額の総額を当該業務所又は事務所の従業者の數にあん分して定める。この場合において、従業者の數は、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の數を合計した數とする。」に改める。

同條第四項中「異議の申立をすることができる」を「前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができる」に改め、同條第五項中「第三項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない」を「文書をもつてしなければならない」に改め、同條第七項中「更正」を「変更」に改める。

同條の次に次の二條を加える。
(特別所得税に係る地方財政委員会事務局の職員の質問検査権)
第七百七十八條の二 前條第七項の場合において、地方財政委員会事務局の職員で地方財政委員会委員長が指定する者は、特別所得

税の課税標準の変更の調査のために必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査することが出来る。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に規定する者に金銭又は物品を交付する義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該特別所得税の賦課徴収に關し直接関係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならぬ。

(地方財政委員会事務局の職員の行う検査拒否等に関する罪)

第七百七十八條の三 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前條第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前條第一項の帳簿書類の虚偽の記載をしたものを呈示した者

三 前條の規定による地方財政委員会事務局の職員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

第七百八十三條中「特別所得税の納税義務者」の下に「(二)以上の道府県において業務所又は事務所を設けて業務を行う者を除く。」を加える。

同條の次に次の一條を加える。
(二)以上の道府県において業務を行う者の申告業務)

第七百八十三條の二 (二)以上の道府県において業務所又は事務所を設けて業務を行う納税義務者は、特別所得税の賦課徴収に關し、地方財政委員会規則で定める事項を關係道府県知事に申告し、又は報告しなければならぬ。

第七百八十四條第一項中「前條を「第七百八十三條又は前條」に改め

第七百八十五條第一項中「第七百八十三條の下に」又は「第七百八十三條の二」を加え、第三項中「前項を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百九十四條第三項中「前項を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項

の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百九十五條第二項中「前項を「第二項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百九十八條第三項中「前項を「第二項」に改め、第八項中「第六項」を「第七項」に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律中に特別の定めがある場合を除く外、市町村民税に關する改正規定中法人税則に關する部分及び事業税に關する改正規定中法人の行う事業に對する事業税に關する部分については昭和二十六年一月一日の属する事業年度分から、その他の部分については昭和二十六年年度の地方税から適用する。但し、固定資産税に關する改正規定中第三百八十九條第一項に關する部分は、昭和二十七年年度分から適用するものとする。

2 昭和二十五年年度以前の地方税(法人の行う事業に對する事業税

にあつては、昭和二十六年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分)については、なお、従前の例による。

3 改正後の第十五條の規定は、この法律施行の際、改正前の地方税法の規定によつて交付を求めている地方団体の徴収金と国の徴収金との間における徴収の順位は決定から適用する。この場合において、国税の督促手数料は、国税の滞納処分費とみなして改正後の第十五條第四項及び第五項の規定を適用する。

4 昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間において事業年度が終了する法人の当該事業年度の所得及び清算所得に係る事業税に限り、改正後の第七百五十四條の二第一項第一号中「各事業年度の終了の日から二月」を同項第二号中「残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間」と及び「各分配に係る残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間」並びに同項第三号中「合併の日から二月」とあるのは、それぞれ「昭和二十六年四月一日から五月三十一日まで」と読み替へるものとする。

5 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお、従前の例による。

6 取引所税法(大正三年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「營業税ノ附加税」を「附加価値税(昭和二十七年一月一日ノ属スル事業年度ノ直前ノ事

業年度以前ニ於テハ事業税)」に改める。

7 行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「国税に次ぐ順位又は」を「国税及び地方税に次ぐ順位又は地方税以外の」に改める。

8 自作農創設特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十四條の四を次のように改める。

第四十四條の四 政府が第三條、第四十五條、第三十條第一項、第三十三條第二項(第四十條の五第一項において準用する場合を含む。)、第三十六條、第三十七條若しくは第四十條の二の規定による買収、第二十三條の規定による交換、第二十八條第一項(同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。))の規定による買取又は自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に關する政令(昭和二十五年政令第二百八十八号)第二條の規定による譲渡若しくは同令第八條の規定による買取に因つて取得した土地又は建物に對し地方税法第三百四十三條の規定によつてその取得の際における当該土地又は建物の所有者に固定資産税が賦課されたときは、その取得の時の後における当該土地若しくは建物の使用者又は第十六條(第二十八條第四項)第五項、第二十九條第一項及び第四

十一條第四項において準用する場合を含む。第二十八條第三項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）若しくは第四十一條第一項の規定による当該土地若しくは建物の売渡を受けた者若しくは第四十一條の三第一項の規定による当該土地の売渡を受けた者は、政令の定めるところにより、当該土地又は建物の所有者に当該固定資産税の全部又は一部に相当する金額を支拂わなければならない。

昭和二十六年三月十六日印刷

昭和二十六年三月十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所